

平成30年海津市議会第3回定例会

◎議事日程（第2号）

平成30年9月6日（木曜日）午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

◎出席議員（15名）

1番	里 雄 淳 意 君	2番	二ノ宮 一 貴 君
3番	松 岡 唯 史 君	4番	松 田 芳 明 君
5番	浅 井 まゆみ 君	6番	伊 藤 誠 君
7番	橋 本 武 夫 君	8番	赤 尾 俊 春 君
9番	伊 藤 久 恵 君	10番	六 鹿 正 規 君
11番	藤 田 敏 彦 君	12番	川 瀬 厚 美 君
13番	服 部 寿 君	14番	水 谷 武 博 君
15番	飯 田 洋 君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	松 永 清 彦 君	副 市 長	福 田 政 春 君
教 育 長	中 野 昇 君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	中 島 哲 之 君
市民環境部長	寺 村 典 久 君	健康福祉部長	近 藤 敏 弘 君

◎開議宣告

○議長（飯田 洋君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時01分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（飯田 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において13番 服部寿君、14番 水谷武博君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（飯田 洋君） 日程第2、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、会議規則第56条のただし書き及び第57条の規定により、議員1人当たりの質問・答弁の時間を40分以内とし、これを許可します。

それでは、通告書を受理した順に発言を許可します。なお、質問者は質問席にて行い、答弁者は、初めは壇上にて行い、再質問があった場合は自席にてお願いいたします。

再質問には、議員各位の議席番号を省略させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

◇ 松 田 芳 明 君

○議長（飯田 洋君） 最初に、4番 松田芳明君の質問を許可します。

4番 松田芳明君。

〔4番 松田芳明君 質問席へ〕

○4番（松田芳明君） それでは、よろしくお願いいたします。

まずもって、9月4日の台風21号、そしてけさの北海道で発生した大地震によって多くの方が被災されております。心からお見舞い申し上げ、私の質問に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

いつものように3点です。

1. 消防団員の確保と消防団の再編成について、質問相手は市長です。

2. 増加する高齢者対応について、質問相手は市長です。

3. 登下校時の児童・生徒の安心・安全対応について、質問相手は教育長です。

では、質問内容に入らせていただきます。

1つ目の質問、人口減少、若者の他市町への流出の続く海津市では消防団員の確保に苦労があると聞きますが、その現状と今後について、市長に説明を求めます。

1. 現在の市内の各分団ごとの団員の充足率はどうなっていますか。

2. 現在の消防団の編成は、いつ、どのような基準で行われましたか。また、充足率等を考慮して、今後、どの段階で消防団の再編成が必要となると考えてみえますか。

3. 平成30年5月14日付岐阜新聞に「活動していない消防団員にも報酬」の記事が掲載されましたが、海津市ではそのようなことはないと思いますが、大丈夫でしょうか。

4. 大災害の際に、消防団員の方も何人か任務遂行中に亡くなっていますが、団員の方が亡くなられた場合、どのような補償があるのでしょうか。

2つ目の質問です。

増加を続ける高齢者問題について、ひとり暮らし高齢者対応、高齢者の居場所づくり対応、地域包括ケアシステム（在宅医療と介護の連携、認知症）等対応についての説明を市長に求めます。

1. 平成23年度以降、年度当初の統計で今年度までの市内のひとり暮らしの高齢者数の推移はどうなっていますか。

2. 現在、ひとり暮らしの高齢者に対する安否確認等の支援はどのように行われていますか。

3. 海津市では高齢者の居場所づくりの場として高齢者サロンがありますが、直近3年間の高齢者人口に対する参加者の比率はどのように推移していますか。また、それに対する支援はありますか。

4. 地域包括ケアシステム構築のための地域在宅医療連携事業会議、若い世代への認知症高齢者について理解を深める施策について説明をお願いします。

3つ目の質問です。

登下校時の児童・生徒の安心・安全対応について、教育長に次の2点の説明を求めます。

1. 大阪北部地震の際、ブロック塀倒壊で児童の死者が出たことを受け、本市でも通学路の点検が実施され、危険と思われる箇所が233カ所あると7月の議員全員協議会で報告がありました。きょうまでの1カ月半でどのような対応をされましたか。また、今度どのような対応をとっていく予定ですか。

2. 小学校低学年の重いランドセルによって、大雨の際、体の自由がきかず、用水等に流される事故が全国で毎年発生しています。そのような事故防止対策として市町では独自の軽いランドセルに切りかえている自治体もありますが、海津市では、現在どのように対応していますか。また、事故防止のため、今後どのような対応をすべきと考えてみえますか。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田 洋君） 松田芳明君の質問に対する市長、教育長の答弁を求めます。

最初に、市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 松田芳明議員の１点目の消防団員の確保と消防団の再編成についての御質問にお答えします。

１つ目の現在の市内の分団ごとの団員の充足率につきましては、消防団組織の最小単位を分団として15分団で編成しており、海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例で団員の定数は407人と定めており、そのうち、消防団長、副団長、分団長及び副分団長の幹部34人を差し引いた団員数373人が算出団員数となります。

分団ごとの充足率は、下多度分団、城山北分団及び石津西分団の３分団は50％台の充足率、５分団では89％から96％の充足率となっておりますが、その他７分団では100から120％と算出団員数を上回っており、消防団全体では、算出団員数373人に対し現有団員数は345人で、92.5％の充足率となっています。

２つ目の現在の消防団の編成は、いつ、どのような基準で行われたかにつきましては、平成20年７月に市議会、自治法連合会及び消防関係機関から委員が選出されました市消防団再編検討会議により、消防団の再編成につきまして慎重に検討を重ねていただいた結果、平成22年４月から現在の組織体制となりました。

基準につきましては、地区ごとの人口を算定基準として、団員１人当たり100人ほどの割合になるように配置しております。

次に、どの段階で消防団の再編成が必要となるかにつきましては、揖斐川町や上石津町といった人口密度の低い町は、団員１人当たり40人から65人、大垣市や羽島市といった密度が高い市は、団員１人当たり160人から220人といった近隣市町の実態からも、本市の団員数は、現段階では人口規模に応じたものであると考えております。

なお、消防団は、地域の安心・安全を守るかなめですので、団員確保につきましては、今後も、各区長、自治会長様方のお力をおかりしながら、充足率を上げるべく取り組んでまいります。

３つ目の活動していない消防団員にも報酬を支払っていないかにつきましては、先般の新聞報道で問題となりました事案は、一度も活動していない消防団員に報酬を支払われていること、また活動していない団員の個人通帳を分団側が管理し、勝手に口座から報酬を引き出していたことが要因であったことから、本市の各分団長に対し聴取したところ、報道されたような不正行為はなく、団員個人で通帳を管理していることを確認しております。

また、消防本部では、各分団に全団員の活動状況の報告を求め、活動状況を把握しており、従事しない団員が数年継続するような状況であれば、消防本部より、区長、自治会長様及び

幹部に団員の入れかえをお願いしております。

4つ目の任務遂行中に団員の方が亡くなった場合、どのような補償があるかにつきましては、消防団員及び民間協力者には、海津市消防団員等公務災害補償条例に基づく損害補償が支給されます。

けがの治療費や休業補償費等、さまざまな補償の種類がありますが、活動中に殉職した場合には、葬祭補償、遺族補償年金及び年金を受け取る遺族がいないときは遺族補償一時金が支給されます。そのほかに、消防団員には、消防団員等公務災害補償等共済基金から、直接遺族特別給付金、援護金、奨学援護金及び奨学保育援護金が支給されます。

近年の地震、台風、集中豪雨等のさまざまな災害において消防団は、地域に密着した多様な役割を果たしてきました。災害が多様化・大規模化し、今後、大規模地震等の発生も危惧される中、消防団員の確保に向けた取り組みが不可欠であり、本市では、多様化する役割に応じた消防団員の確保や多様な人材の活用に向けた工夫、消防団員の活動環境の整備等について検討し、消防団の充実強化に向けた取り組みを実施していきたいと考えております。

2点目の増加する高齢者対応についての御質問にお答えします。

本年9月1日現在、本市の高齢化率は31.8%となりました。年々上昇を続ける高齢化率に伴う本市の高齢者施策について、議員の御質問に沿ってお答えします。

1つ目の平成23年度以降、市内のひとり暮らし高齢者数の推移はにつきましては、平成23年度781人、平成25年度912人、平成27年度1,020人、平成29年度1,179人、ことし4月1日現在1,246人と、年々増加し、65歳以上の人口の11.4%、約9人に1人がひとり暮らしとなっています。

2つ目のひとり暮らしの高齢者に対する安否確認等の支援につきましては、主なもの3点について御紹介させていただきます。

1点目として、在宅でのひとり暮らし高齢者の急病、事故等の緊急事態に対処するため、緊急通報システム事業を実施しています。本年9月1日現在、52名の方に御利用いただいておりますが、これは自宅に緊急通報装置を設置し、緊急時にボタンを押すと受信センターにつながり、近隣の協力員や救急車が駆けつけるもので、今年度、さらに日常生活上の不安を軽減するためにサービスを充実して、受信センターによる健康相談の電話対応や月1回以上の電話による安否確認を行っております。

2点目として高齢者見守りネットワーク事業として、孤独死の防止や高齢者の異変や認知症の疑い等の早期発見のため、新聞店や郵便局、牛乳配達、ガス業者などの宅配業者や金融機関、コンビニエンスストア等と連携し、異変に気づいたとき、市、あるいは直接警察署や消防署等の関係機関に通報していただける体制を整備しています。

さらに、この事業は、平成28年6月より徘徊高齢者等SOSネットワーク事業として事業

を拡大いたしました。これは、事前登録をしていただいた徘徊のおそれのある高齢者の御家族に無料で靴用のステッカーを配付し、市内の事業所と連携し、徘徊高齢者の早期発見、早期保護を図るもので、この事業には、今年度、市自動車組合の29事業所が新たに協力していただけることとなり、協力機関は157事業所となります。

3点目として、高齢者世帯等の実態把握のための巡回訪問を行っています。この事業は、社会福祉協議会へ委託し、民生委員とともに、虚弱なひとり暮らしの高齢者宅や75歳以上の高齢者のみの世帯等を訪問し、その中で見守りの必要な方やひとり暮らし高齢者には、安否確認を兼ねて年6回以上の定期訪問を行っております。

さらには、見守りを兼ねてボランティアによる70歳以上のひとり暮らし高齢者への月2回の配食サービス等も実施しております。

3つ目の高齢者サロンの直近3年間の高齢者人口に対する参加者比率の推移につきましては、高齢者サロンは、社会福祉協議会が事務局となって支援をしています。サロン数は、市内に平成27年度、平成28年度は47カ所あり、平成29年度は、1つふえて48カ所となっております。

直近3年間の高齢者人口に対するサロンへの参加者の比率の推移につきましては、平成27年度参加実人数1,077人、高齢者人口対10.2%、平成28年度1,106人で10.2%、平成29年度は1,226人で11.1%と徐々に増加しております。

市の支援としましては、介護予防リーダーの派遣があります。市では、介護予防に関するボランティア等の人材育成を図るため、平成29年度より介護予防リーダーを養成していますが、高齢者サロン等において介護予防リーダーの派遣依頼があれば、無料で参加者の人数に合わせてリーダーが出向いて、誰もが楽しめる運動を実施しています。

リーダーは、第1期生が17人、今年度、第2期生13人が介護予防リーダー養成講座を修了し、高齢者サロン等で御活躍いただいております。

4つ目の地域包括ケアシステムの構築のための地域在宅医療連携事業会議、若い世代への認知症高齢者について理解を深める施策につきましては、まず地域包括ケアシステム構築に向けての取り組みとしまして医療・介護の連携強化があります。

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、多職種協働により医療・介護を一体的に提供できる関係機関の連携体制の構築を推進しています。

本市におきましては、平成27年度より海津市医師会が主体となり、地域在宅医療連携事業会議の開催、市内の医療・介護等に関する地域資源マップ「海津市医療・介護べんり帳」の全世帯へ配布、また介護サービス利用者へは、「医療・介護連携ノート」の配布などを行っています。

制度改正により本年4月より本市が実施主体となっていますが、今後は、この会議において課題の抽出と対応策の検討、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進、そのほか、関係者の情報共有の支援、相談支援、関係者の研修、地域住民への普及啓発及び関係市町村の連携など、これら全ての事業項目を実施することとなっており、地域包括ケアシステムのさらなる深化のために15名の委員の皆様方と協議を重ねてまいります。

次に、若い世代への認知症高齢者についての理解を深める施策につきましては、本市では、平成20年度から海津明誠高校で、平成29年度からは市内の全小学校の総合授業で認知症サポーター養成講座を実施しています。

昨年度は286人の小学生が受講しました。受講した小学生に全国共通のオレンジリングとともに、市独自のロバ隊長マスコットとキッズサポーター認定証を渡しています。

ロバ隊長は、認知症サポーターキャラバンのキャラクターとして全国で周知啓発されているものですが、これを市民ボランティアの皆さんの手づくりマスコットとして配布することで、養成講座を受けた子どもたちが家族と認知症について話すきっかけをつくり、地域の高齢者とのつながりもでき、認知症の人やその家族を温かい目で見守り、また声かけができるようになることを目指していますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、松田芳明議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（飯田 洋君） 続いて、教育長 中野昇君。

〔教育長 中野昇君 登壇〕

○教育長（中野 昇君） 続きまして、松田芳明議員の3点目、登下校時の児童・生徒の安心・安全対応について、その御質問にお答えいたします。

去る6月18日に発生しました大阪北部を震源とする地震により小学校プールのブロック塀が倒壊し、その塀に挟まれた女子児童が亡くなるという大変痛ましい事故が発生したことに對しまして、御遺族様には心よりお悔やみ申し上げるところであります。

大地震発生時に、落ちてこない、倒れてこない、移動してこない安全な場所に避難する行動をとることは、学校内だけではなく、登下校時や家庭内においても求められるものであり、教育委員会としましては、各学校に対して児童・生徒にあらゆる状況を想定した事前の指導や訓練を繰り返し行うこと、そして学校安全計画や危機管理マニュアルについて、学校を取り巻く環境や具体の状況の変化、学校安全の取り組み状況を踏まえ、定期的に検証、見直しを図り、より実効性の高いものに改訂すること、これらを通知し、改めて児童・生徒の安全確保を徹底するよう指導しております。

1つ目の通学路の点検につきましては、ブロック塀の倒壊事故を受け、通学路のブロック塀の緊急点検を各小・中学校長に依頼し、その結果、各小・中学校から危険と思われるブロック塀などが合計233カ所あるとの報告を受けました。

この報告を受けたブロック塀につきましては、建築基準法担当部局とともに、塀の高さが基準を超えていないか、著しく危険な傾きやひび割れはないかなどについて、順次、再確認を進めております。

また、本年5月に新潟市において下校中の児童が殺害されるという大変痛ましい事件を受け、通学路での不審者対応の視点も加えた警察や道路管理者と合同点検を9月中に実施する予定であります。

通学路の安全確認につきましては、これまでも学校が地域や保護者とともにさまざまな場面で行ってきており、教育委員会としても、さらに連携を図りつつ、安全確認を進めてまいります。

2つ目の事故防止策としての小学校のランドセルの扱いについてにつきましては、教育委員会としまして、児童・生徒が安全に通学できるためには、あらゆる視点から取り組んでいく必要があると考えております。

議員仰せのとおり、教科書の大判化やカラー化、ページ数の増加などの理由により、以前に比べ登下校時のランドセルは、必ずしも軽いとは言えません。低学年2年生の場合を試算しますと、教科書は1日平均で約1.2キログラム、これにノートや文房具、給食用具等を加え2.2キログラムほどになります。ランドセル本体が0.8から1.5キログラムですので、全体では3キロから3.7キロ程度になると思います。

現在、各学校において、毎回持ち帰る必要のあるものと学校に置くことのできるものとの決め、必要以上に登下校時のランドセルが重くならないような配慮をしているところであります。また、学期の終わりなど荷物が多くなりがちなときには、持ち帰るものを計画的に指示するなどして負担の軽減が図られるよう取り組んでおります。

一方で、ランドセルには背負うことで両手が自由に使えることや、背中から倒れても後頭部を打ちにくいといった安全面でのよさもあります。また、近年は大判の教科書も入れることのできるようなデザインで、軽さや背負いやすさなどが工夫されたランドセルもふえてきており、事故防止の観点からはランドセルを利用することのよさもあると考えております。

現在、ランドセルに限らず多くの学用品につきましては、学校ごとの指定となっており、また保護者の判断に委ねられている部分もありますので、教育委員会として直ちに特定のかばんの使用を指定するということは考えておりませんが、中身が多く重くなっていることは、安全面だけではなく、健康面の課題も生じ得ると認識しております。

今後も、各学校に対し、児童・生徒の体力・体型と学習内容との状況を十分に考慮しながら、持ち帰るもの、学校に置くことのできるものなどをさらに検討し、負担軽減を図り、ひいては安全な登下校ができるよう指導してまいりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、松田芳明議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（飯田 洋君） 再質問ございますか。

〔４番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松田芳明君。

○４番（松田芳明君） どうも答弁ありがとうございました。

それでは、１つ目の消防団員の確保と消防団の再編成についてという質問から再質問をさせていただきます。

詳しい数値等、市長、ありがとうございました。

私がこの質問をさせていただきたいと思ったのは、実は５年前だったんですが、今おっしゃっていただいたように、平成２２年４月からこの再編が行われて、今の分団数で再編が行われたということで、やはり１０年ぐらいのスパンで再考というようなことを考えていくことが一つかなあと思っておりましたので、ちょうど来年で１０年目になりますので、この質問をさせていただきました。

ただし、ちょうど５年前は、充足率が８６％ほどで余りよくなかったんですね。１００％のところも、もちろんあったんですが、今お聞きしたように、かなり充足率が高くなりました。これまでにどういった努力をされてこうやって充足率が上がったか、お答えを願いたいと思いますが、市長、あるいは消防長のほうがよろしいか。工夫をされたかということをお願いしたいと思います。

○議長（飯田 洋君） 消防長 伊藤定巳君。

○消防長（伊藤定巳君） 松田議員の消防団員の充足率を上げるためにどのような努力をしたのかの質問につきましては、消防団員の選出につきましては、各区長、自治会長様に選出をいただいておりますが、選出いただいた団員が災害時に出場しなくて、いろいろな苦情が入るわけですが、庭で子どもと遊んでいる団員がいて、その団員が災害出場していないのに我々が災害出場していると。その中で、そのような団員に対しても同じような年報酬であるとか、手当が支払われている現状について現状の団員から苦情などがありまして、そのような対応の中で、活動のない団員につきましては、実は消防団員の報酬につきましては年報酬というのがありまして、海津市では年報酬を半期ごと、２回に分けて報酬を支払っておりますが、半期に活動が全然ないような団員につきましては、前期だけ報酬を支払わせていただいて、後期は払わない。なおかつ、分団長や副分団長にその団員に活動の意思があるかどうかの確認をしていただいて、活動の意思がないというような話が出たときには、団員の再選出を区長、自治会長様にお願いして、団員の活動意思を上げることによって、各団員に地域の安全を自分たちで守るという意識を持っていただくような取り組みをしてまいったところで、このように充足率が上がってきたと消防本部では考えております。

〔４番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松田芳明君。

○４番（松田芳明君） 次の質問で答えていただきたいことをちょっと先に答えていただきましたが、聞いたところによると、要するにOB団員もオーケーとか、そういったことで、先ほど市長の報告にありましたように、平成30年度現在で92.5%の充足率を保っているということで、これは非常にありがたいことだなあということを思っています。

ただし、先ほども市長が答弁されたように、50%台の分団が３つあるということで、こういうのは万が一のときのことも考えて、本部でこれからこれをどうしていくかという、要するに全体をフルモデルチェンジするわけじゃなくてマイナーチェンジということで、こういう分団についてはどうやって対処していったらいいかなあということを今後考えていっていただきたいと、これは要望ですが、よろしくお願いします。

それから、３つ目の問題点、お金の問題で、活動していない消防団員にも報酬が支払われたというようなことで、今では海津市では個人の通帳にお金が入るようなシステムになっているということで、こういう不明朗なことはないということで、これは非常に市民の皆さんにとっても、昔みたいに分団にやって、分団で飲むのに使ったんじゃないかというようなことをおっしゃる方も依然いらっしゃいますので、この辺は、ちゃんと個人の通帳に報酬分が入るということを明確に答えていただいて、どうもありがたい話だなと思います。よろしくお願いします。

ただ、このお金の件につきまして、今、ちょっと先に答弁されたんですが、４月から新しく団員になられて、要するにその前年度の１月、２月、３月に、先ほど消防長のほうからも話がありましたが、自治会長、あるいは分団長がともに各家庭を回って新しい団員さんを、入ってくれということで依頼に行くんですが、そのときは「はい、わかりました」ということで承諾されたにもかかわらず、４月、５月、６月、私が今聞いておるだけでも、ちょっと恥ずかしいんですが、私の地区の分団では３カ月に一回も出席しない人が２名いるということで、やっぱり何で、みんな忙しいのにお互いさまじゃないかと、何で出てこんのだと、月に１回ぐらい出てきてもいいんじゃないかというような声もお聞きします。そういったところで、そういった方にも、月3,000円ぐらいの報酬なんですが、それが半期払われて、そしてそれを返納すると。人の道として、申しわけない、本当は行くつもりやったけど行けなかった、だからお金だけはお返ししますというのが、これは人の道だと私は個人的に思います。そういったことがなしに支払われていくというようなことは、これはちょっと考えてもらわないかんことじゃないかなと。全国的にそういうふうには総務省のほうから通達が出ていて、そうなっているとお聞きしたんですが、ちょっとこれは考えていくべき問題じゃないかと、善処されることを望みます。よろしくお願いいたします。

それから、4つ目のことで、なぜこんな消防団員が亡くなられたらというようなことを聞くのは、余り一般質問で取り上げるような問題ではないんですが、消防団員に余り大きな負担というか、そういうのをかけてはいかなんかということをお聞きしました。消防署のほうでいただいた資料で、こういった団員さんの安全ということで「消防団員の安全管理マニュアル」というのをつくられているそうで、それも私、全然知らなかったんですが、平成26年につくられていると。これは他市町も余りない例なので、参考にされているというような資料だそうです。これを読ませてもらって、なるほどなあということで、団員の皆様の命を守ることも大切なことだと思いますので、こういったことは非常に素晴らしいことじゃないかなあということをお聞きします。

この消防団員の定数を決められたときの経緯もお聞きしましたが、同じくらいの人口規模の、人口密度のこととかいろいろあるんですが、本巢市では定員が275なんです。海津市は、先ほど説明があったように407ということで、この辺はいろいろ地域の実態に合わせてやっていくことだと思うんですが、この辺もまた検討課題かなあということをお聞きします。

2つ目の質問の再質問に入らせていただきます。

なぜこの老人の居場所、高齢者の問題を取り上げたかということ、ことしの文教福祉委員会で先進都市ということで高松市へお邪魔したんですが、そのときにこの居場所づくりというようなことで、海津市でいったら高齢者サロンというようなところなんですけど、そこに高齢者の方がどのくらいの割合で来てみえるかということで、5%を超えたぐらいですと、それで先進的な都市ということで視察に行きました。海津はたしかもう少し多かったかなあということで、この質問をさせていただいたら、先ほど市長さんの説明で10%以上あるということで、海津市はとても進んでいるんじゃないかなあということで、これは海津市のいい面をもっともっとPRしてもらうために知っていただくと。市民の皆様に海津市はすぐれているんだということを知っていただくために、この質問をさせていただきました。

それで、ちょっと議長、いいですかね。関連はあるんですが、直接は関連がない質問なんですけど、いいですか、1つさせていただきます。

○議長（飯田 洋君） はい、了解しました。

○4番（松田芳明君） 熊本震災の折に菊池市というところに海津市が物資を運んだということがあるんですが、菊池市と海津市の関係について、ちょっと市長さん、わかりますか。

危機管理監、それじゃあお願いします。

○議長（飯田 洋君） 危機管理監 白木法久君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（白木法久君） 菊池市につきましては、ボート場所在27市町村で相互応援協定を平成24年から結んでおります。

〔4番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） ありがとうございました。

なぜこんな熊本県の都市の名前を挙げたかという、ことしの8月20日にこんな大きく、認知症サポーター1,000万人を超すというようなことで、認知症のサポーターのことについて記載がありました。その中で中心になっていたのがこの熊本県の菊池市というところで、小学校を中心に、先ほどありました認知症サポーター養成講座を開設しているということで大きく書いてありました。オレンジリングの話もここに書いてありますが、先ほどちょっと説明があつてロバ隊長の話があつたんですが、これも私、不勉強で余り深く知っていなかったもので、その後、教えていただいたんですが、このロバ隊長が市役所の1階のところに大きく飾ってあるんですが、ちょっとその実物を見せていただけないですか。

○議長（飯田 洋君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） こちらがロバ隊長のマスコットになりますが……。

〔マスコットを示す〕

○健康福祉部長（近藤敏弘君） これは講習を受けていただいた学校に配って、学校のわかるところに飾っていただいています。

こちらのほうの小さいのは、これもボランティアさんの手づくりになるんですけれども、これを小学校の受けていただいた方につけていただいておりますというようなことでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） 非常に子どもに好評だという話を聞きまして、このリングだけで、何か輪ゴムのちょっとでっかいやつをはめておるだけというイメージよりもすごくかわいらしいし、いい感じなので、これをどんどんもっとPRしていただきたいというふうに思います。

この高齢者の問題については市長初め行政の皆さんには、本当に先進的に取り組んでいたありがたいなということを思っております。

では、最後、3つ目の質問なんですが、ちょっと時間がなくなつたんですが、まず1つ目なんですが、先ほど教育長の答弁にもありましたが、ブロック塀の話なんですが、この問題を取り上げたのは、やはりお金が絡んでくる問題なんですが、一般の方も塀を直せと、そんなことは強制的にはできない話なので、いろいろ補助金の制度を導入するというようなことが大切かと思うんです。これには岐阜市が非常に早く取り組まれて、もう7月からこの補助制度、何分の1で上限幾らということでやってみえます。7月2日より開始ということです。

それから、ちょうど9月1日の新聞に北方町が、人口1.8万人ですから海津市の半分ぐらいの町だと思うんですが、ここも補正予算を組んで総額550万円以内というようなことで上程されて、それが可決されたということも書いてあります。

こういったようなことで、やっぱり何としてもお金のかかる話で、教育担当の教育総務課とか、そういうことだけでは終わらない話なので、都市計画課とか建設課とか、いろいろあると思うんですが、そちらのほうで全て、1年で全部クリアせよとか、そういう問題ではなくて、やはり危険な箇所から順番にそれをクリアしていくということで、ぜひお願いしたいと思います。

2つ目のランドセルの件なんですが、これはめちゃくちゃタイムリーで9月3日の岐阜新聞、それから中日新聞もあわせて、ランドセルを軽くしてなんていうのを文科省が通達を出すというようなことが書いてありました。いろいろ御努力もあるんですが、やはりぜひ子どものためと。これはちょっと統計的には出ていないんですが、やはり重いランドセルを低学年で持っている、先ほど教育長さんの答弁にもありましたが、6キロ、7キロなんていうものを持つと、やっぱり姿勢の問題とか、いろいろ出てくると思いますので、このあたりもこれから検討していただきたいなあということを思います。

済みません、はしょりまして、私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（飯田 洋君） これで松田芳明君の質問を終わります。

◇ 六 鹿 正 規 君

○議長（飯田 洋君） 続きまして、10番 六鹿正規君の質問を許可します。

10番 六鹿正規君。

〔10番 六鹿正規君 質問席へ〕

○10番（六鹿正規君） 今、議長のお許しをいただきました。私は2点の質問をさせていただきます。

まず1点目、海津市第2次総合計画について、答弁は市長にお願いいたします。

2点目、小学校の統合について、教育長に答弁をお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

海津市第2次総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成されています。計画期間は、平成29年度を初年度とし、平成38年度を目標年度とする10年間です。

基本計画は、基本構想で示す施策の大綱に基づき、その実現に向け、基本となる施策とその目標を定めるものです。計画期間（前期計画）は、平成29年度から平成33年度の5カ年としています。

実施計画は、基本計画で定めた施策に基づき、財政的措置を含めて計画するものであり、実施する事業を定めるものです。計画期間は3年間とし、各年度における事業の進捗状況や財政事情を勘案しながら、毎年度、ローリング方式で見直しますと述べられています。

私は、以前から、新しく人の流れを変えるには、愛知県に通勤・通学に利用できるバスを

走らせるべきではないかと一般質問もしてまいりました。しかし、あなたは全く考えようともせず、予算がかかる、運転手の確保が難しいと答弁をされてきました。

そこで、お尋ねしますが、第2節で掲げてある目標人口3万3,000人、平成38年度3万3,000人は達成できるのか。

次に、教育長に小学校の統合についてお尋ねをいたします。

本市の過去6年間の出生数を述べますと、平成24年度212人、平成25年度218人、平成26年度168人、平成27年度205人、平成28年度166人、平成29年度は140人です。

第2次総合計画の中で掲げてある平成38年度目標人口3万3,000人になったとき、小学生の人数は何人ぐらいと予測されるか。

また、小学校の統合について市民アンケートをしてはどうか、お尋ねします。

再質問の関係上、答弁は短くお願いを申し上げます。

○議長（飯田 洋君） 六鹿正規君の質問に対する市長、教育長の答弁を求めます。

最初に、市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 六鹿正規議員の海津市第2次総合計画についての御質問にお答えします。

目標人口3万3,000人は達成できるかにつきましては、本市が平成27年度に策定した海津市人口ビジョンでは、2040年に人口約2万9,000人を維持することを目指しており、市第2次総合計画の基本構想で掲げている2026年（平成38年度）の目標人口3万3,000人は、この数値を用いて算出しております。

この目標人口は、出産・子育ての支援を継続的に行うことにより合計特殊出生率を高め、また雇用の創出や地域の魅力、交流による地域活性化を進め、転出を抑制することで人口を維持する目標数値としております。

しかし、現状では、この目標を上回るペースで人口は減少し続けており、平成26年度に日本創成会議が推計した人口減少と同水準となっております。

日本全体の人口が減少に転ずる中で短期的に人口減少に歯どめをかけることは極めて困難な課題であると感じており、2026年の人口3万3,000人の目標は、高いハードルではありますが、このような状況を改善させるため、国・県の支援制度、対策を踏まえながら、移住・定住者への支援施策や出産・子育て支援を継続して行い、また議員の皆様を初め市民の皆様からも御意見をいただき、部署横断的に議論の上、新たな政策の企画立案等を検討し、総合的なまちづくりを推進することで人口減少の抑制に努めてまいります。

御質問にありました愛知県に通勤・通学に利用できるバスを走らせるべきではないかにつきましては、運行経費も多大であり、さらに運行に関する調整等が極めて煩雑であることか

ら、過去に答弁させていただいたように、現時点での運行は考えておりませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

なお、本市では、市地域公共交通網形成計画に基づき、養老鉄道、市コミュニティバス、デマンドバス及び名阪近鉄バスを公共交通として位置づけており、その利用促進に取り組んでいるところであり、今後も利用促進のPRに努めてまいりたいと思います。

以上、六鹿正規議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（飯田 洋君） 続いて、教育長 中野昇君。

〔教育長 中野昇君 登壇〕

○教育長（中野 昇君） 六鹿正規議員の2点目、小学校の統合についての御質問にお答えいたします。

1つ目の第2次総合計画の中で掲げてある平成38年度目標人口3万3,000人になったとき、小学生の人数は何人ぐらいと予測されるかにつきましては、平成38年度目標人口3万3,000人のうち、年少人口は3,900人と予想しております。単純に平均しますと、各年齢260人となり、平成38年度における小学生は1,560人ぐらいと予測されます。

なお、本年5月1日現在の小学生は1,639人ですが、議員仰せの出生数を合計いたしますと、6年後には1,109人となり、予想人口より500人ほどの減少となります。

2つ目の小学校の統合について市民アンケートをしてはどうかにつきましては、教育委員会では、昨年、学校の統廃合を検討する際の条件の一つとしておりました複式学級の編制が懸念される状況に至ったと意見の一致を見て、保護者、地域の代表及び教育関係者等で構成します小中学校の適正規模等に関する検討委員会を設置しました。

昨年度、検討委員会におきまして、教育委員会より学校の現状、あるいは複式学級の現状と課題などを御説明し、本年6月、8月に開催した検討委員会におきまして、関係者の意識を把握するための「適正規模に関するアンケート」を実施することとし、アンケートの内容や実施方法について協議を重ねられ、アンケートの対象者を市内小学校の全ての保護者、市内小学生の4年生から6年生、小学校の教職員、認定こども園の保護者及び保育教諭、地域代表者として、区長、自治会長、民生児童委員、青少年推進委員、スポーツ少年団指導者等とし、約3,600名に10月中旬から11月上旬にアンケート調査を行う計画で進めております。

今後、アンケート結果を分析し、検討委員会で小学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方を議論していただくこととしていますが、慎重に意見の集約を図ってまいりたいと考えております。御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、六鹿正規議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（飯田 洋君） 再質問ございますか。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） 今、教育長のほうからはアンケートを慎重にとるといような御答弁をいただきました。ぜひ慎重にとっていただき、今後の海津市の学校関係の統廃合も含め参考になるようなアンケートを慎重におとりいただきたいと思います。ありがとうございます。

市長にお尋ねします。

3万3,000人、これは当然難しいことだと、市長も当然頭にあると思います。日本全国、人口が減っておる、だから仕方がないというふうにもとれるわけでございますけれども、しかし、それぞれの市町において知恵を出して人口の推移は減っていない、そういったところもあるわけです。

そこで、私どものまちについては、お尋ねするのは、市長、3万3,000人というこの数字を上げておりますけれども、当然私は、今回、この人口についてお尋ねしたんですけれども、海津市の8月1日現在の人口は何名か、市長は御存じだと思うんですけれども、お答え願えますか。

部長、いい、もう時間の無駄、ちゃんと市報かいつに載っておるんですよ。だから、私が今回の質問をさせていただくのに対して市長は事前に当然、これぐらいは承知してみえるかなと思ってお尋ねしたんです。

今、3万4,809人なんですよ。これから、あと何年後にこの3万3,000人、これは当然大変難しいことだと思いますけれども、市長、どのように思っていますか。

○議長（飯田 洋君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 日本全体で人口が減っていくという中ではなかなか難しいものかなと思いますが、今、海津市は第2次総合計画をつくりまして、そして観光に特化する、あるいは子育てに特化する、あるいは地域に磨きをかける、そういったことをやっております、それに従って順次整備もでき、にぎわいもできてきている、さらには東海環状自動車道ができてくる。

したがいまして、この今の現状で甘んじているのではなくて、それぞれ知恵を使って、過日も、もうかる農業をやろうと。その中で東京から呼び込めないかということで、岐阜県さんと一緒になって東京に、農業をやっていただけるような若者に海津市のPRをしてまいりました。したがいまして、そういった計画に沿ってやっていけばいいなあとと思っています。

私は、これほど海津市は生活をするのによいところ、子育てをするのによいところ、そのことに地域の方々が誇りに思って、自信を持っていただけるような施策展開をしていきたいと、このように思っておりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） この海津市は本当に災害も少なく、いいところなんです。私もそれは十二分に承知しております。このいいところなのに、なぜこれだけ人口が減っていくのか、なぜ若者がここから流出するのか。

私、これは市長にちょっとお尋ねしたいのは、それぞれの家庭でそれぞれの事情があり、この海津市の職員さんの中でも結婚して他市町に移られる、そういった方があると思うんですよ。市民の中からはいろんな御批判を受けるときもあります。しかし、市長はそういった職員さんに、この海津市の魅力がどこにないのか、なぜあなた方はこの地域から転出するのかということをお尋ねになったことはございますか。

○議長（飯田 洋君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 質問の趣旨がちょっとよくわからないんですが、職員が結婚して……。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） このすばらしいまちから、なぜ若者が転出するのか、なぜ人口がこれほど減っていくのか。当然、自然減もあります。そういった中で、この海津市の職員さんが結婚されて他市町へ転出される、そういったことに対して、どんな理由で転出されるのか、お尋ねになったことはありますかということです。

○議長（飯田 洋君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 職員が結婚して、それで例えばお隣の愛西市に住むとか、そういったことに対して市長が職員に質問したことがあるのかという問いですか。そういうことじゃないんですか。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） この海津市の魅力がどこに欠けておるのか。なぜ、それぞれの家庭の事情はあると思います。この海津市から転出される、若者が流出する、そういった今を踏まえて、例えば職員さんが結婚して転出される。どんな海津市になったら、この海津市にとどまってくれるのかな、どんな海津市にしたらいいのかなというようなことを尋ねたことはありますかということです。

○議長（飯田 洋君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） いろいろな問題がある御発言だと思いますよ。御答弁としましては、海津市出身で結婚してよそに住んでいて、旦那を連れて帰ってくる人もおりますので、そういった事例も紹介しておきたいと思います。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） それぞれの事情があるんですよ。ですから、これもとがめるわけにはいかんですよ。

ですから、今、この海津市は、こんなすてきな、災害もない、住みやすいと言われました。この海津市にどうやったら新しい人の流れをつくれるのか。当然、私がいつも話をするのは、この海津市から愛知県へ通勤される方がお見えです。通学もお見えでしょう。そういった方々が、やはり通勤先でお友達と食事をしてこちらへ帰ってこられるような、そういった海津市にするのが私は一番重要なこと。また、住宅の施策、住宅地の問題もあろうかと思います。それよりも、今、市長が言われる、お金がかかるとか、いろんなことを言われますけれども、お金がかかるというのは、実際に走らせてみて、きちっと定期的に運行してからのことなんですよ。それまでは試験的でやれるんですよ。お金がかからない方法もあるんですよ。

私は、今、この海津市に一番欠けておるのは、人口減少に対してほとんど無頓着な政策、それが一番原因だと思うんですよ。

今、養老線もあります。コミュニティバスもあります。しかし、私が絶えず話をするのは、仮に海津町の方々が愛知県へ行くには、車でももの数十分なんですよ。向こうの駅へ行って、そこから電車なんです。通勤可能なんですよ。しかし、それでは向こうで友達とお食事をして車で帰ってくるわけにはいかんですよ。ですから、私は新しい人の流れをつくるためにも、今現在、愛知県でお仕事をされてみえる方、またこれから結婚して住宅を持ちたいなあと考えてみえる方にも、こちらから通勤ができますよ。土地も安いですよ。そうしなければ、今現在、じゃあこちらからは不便だからといって愛知県側の最寄りの駅で住宅を建てたりなんかして、こちらから出られる、そういった方がこれからどんどんふえてくるような気がするんですよ。

ですから、まず試験的に何か愛知県へ、この養老鉄道、新幹線じゃなくして、この海津町から通勤できることを私は考えるのが一番大事なことだと思うんです。これから長いこと続きます。この海津市は、すごくいいところなんですよ。市長もおっしゃるようにすばらしいところなんです。災害も少ない。ここから人口が減り続けるというのは、大変これは残念なことです。せっかく第2次総合計画で3万3,000人を掲げられました。これは無理なんですよ。このままでは、もっともっと減り続けるんですよ。恐らく2万5,000人になると思います。このままでは、私どもは本当にもうだめだと思います。

ですから、市長が言われました、御意見を聞きながらと。意見を聞くんだったら、一回試験的に何かやってみましょうよ、やってみませんか。

○議長（飯田 洋君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 何をやるかということですよね。例えば、愛知県へバスを出せば、そ

れで人がふえるのか、じゃあ何力所ふやすのか、そういったいろんな問題があります。

それから、一つ事例を御紹介したいと思います、高須の町内で大きなおうちがありました。そこが開発して、そこに9軒、若い世代も住むようになりました。したがいまして、そういった、おっしゃったように家の問題と、それから働く場所と、そして通勤といいますか、そういったことだろうと思います。

したがいまして、今、海津市がやっておりますのは、にぎわいを海津市にもたらそうと、そのことが第1点であります。そのためにどのような施策を進めていくか、そういったことに現在集中的に進めているということは六鹿議員も御理解いただいていたと、このように思っております。

そして、ぜひ海津市に誇りを持っていただきたい、そういった情報発信をしていただきたい、このように願っております。ここに住む人が海津市はだめだ、だめだと、そういう思いではだめなので、そう思われないような施策を私どもは一生懸命やっていきたいと。議員の先生方にも御理解、御協力をお願いしたいと、このように思います。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） 市長、勘違いしている、だめなんですよ。私は、ここはすばらしいところだと、そう言っておるんですよ。すばらしいところから、なぜ若者が出ていくんだ。なぜ人口が減り続けるのか。それを食いとめるために、今、知恵を出すんです。

にぎわいも大事ですよ。当然にぎわいにゃいかん。しかし、人口が減り続けると、当然税の問題で大変、財政の問題でも厳しくなる。これは、当然あなたは御存じだと思う。本当にこれはすごく重要なことなんですよ。だから、若者は、これからいろんな場所へ行って働く、これは当然可能性あります。しかし、できるならばこの市から通勤をしていただく。この地に住んでいただいて、この地から通勤をしていただく、それを目標にしなければ私はだめだと思うんですよ。

ですから、愛知県へ通勤ができるよう、こちらから通っていただけるよう、向こうでお友達と食事をして、またお友達がこの海津市のすばらしさを感じていただければ、じゃあこちらに住もうかと、そういうふうにつながるんじゃないんですかと。私は、そのために今一番やらなくちゃいけないのは人の流れを変えることなんですよ。この変えるためには、もうここまで来たら、お隣の愛知県へ足を踏み出すしかないんですよ。だから、私は、それはどうですか。お金がかかる。それはきちっと実験をしてみて、一回検討してみて、いろいろやってみて、じゃあゴーサインを出しましょうと、それからでいいんですよ。まず一回、実験的に何かそれに取り組むべき、取り組まなくちゃいけないと思うんですけども、どう思われますか。

○議長（飯田 洋君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 一つは海津の持っているポテンシャル、それをぜひ考えていただきたい。この高須輪中は、農業が基幹産業であります。農業でどうやってもうけるか、倍もうかる農業をやっていく。さらには、歴史的な資産もあります。そして、南濃町さんと一緒になることになって山も一緒になりました。自然豊かなところであります。そういった海津市の持っているポテンシャルを上手に使って、そして今後、そこでどれくらいの産業を興すことができるのか、あるいは人の交流をふやすことができるのか、私はそのように考えております。

現在も愛知県のほうには、残念ながらそういったバスはありませんけれども、お勤めしていただいている方もいらっしゃると思いますが、車で名鉄の駅まで行っていただいて、そこからお勤めなさっているという方もいらっしゃいます。それから、養老鉄道を通じて桑名から名古屋へ行かれる。それから、岐阜羽島へ出て名古屋へ行かれると。ゼロであるわけではありませんので、そういったものを利用していただきながら進めていただければと思っております。

私は、先ほども申し上げましたように、海津市の持っているポテンシャルをいかに活用して、ここににぎわいを設けていくか。そして、そこに住んでいただけるような施策を進めていきたい。そういったことで今進めておりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） 市長の答弁と、どうも私の質問が一部かみ合っていないような気がするんですよ。今言われました、養老線を使って、新幹線を使って、また車で、そういった方が見えるんですよ。車で通勤されるという方は、愛知県からこちらへ越してきても通勤ができるんですよ。そのかわり、やはり向こうで友達と会話して十二分楽しんで、そして例えばアルコールが入ったら、絶対こちらへ帰ってこられませんよ。だから、私はそういった、この地域が遊んで帰られるような、友達と食事をしてお酒を飲んで、それでも帰られるような地域にするのが一番いいんじゃないかと、そう思うんですよ。

ですから、私はあえて言うんですよ。南濃町の皆様は養老鉄道がございます。平田の上のほうの方は羽島もあるでしょう。しかし、この海津町から愛知県へ行くのは、ものの数十分なんですよ。私も向こうのほうへ出かけますけれども、だから通勤ができますよ。また、愛知県から新しくこちらへ住宅を求めて通勤できますよという、私はそういった部分をもっともっとアピールする、PRする。そのためには、どうしてもバスを向こうへ乗りつける、これは避けて通れない。これは絶対にこれからの人口減少に対しては、新しい人の流れを変え

るしか私は方策がない、そう思うんですよ。

市長は、企業誘致で云々と言います。私もこの企業誘致に関しては、今まで何回も言ってきました。企業誘致で人口は絶対にふえません。1年採用したら、それで終わりです。10人、20人とは採用はできません。企業誘致も大変大事なことです。しかし、今、人の流れを変えるのが、この海津市の将来には一番大事だと、そうは思いませんか。

○議長（飯田 洋君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 人の流れ、にぎわい、それを求めて、「観光」という切り口で今努力をしているところであります。

それから、海津市も企業さんたちが頑張ってくれております。今ある海津市の企業さんも、例えば30億使って新しい社屋をつくる、そういう企業さんがこのところ何社か出てきておりまして、元気な企業さんができてきております。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） 海津市の企業さんは、本当に頑張っておってくれます。誰も頑張っていないなんて言いませんよ。だから、今、それでも人が足りないというこの地域なんですよ。だから、そういうことを考えたら、人の流れを変えて、向こうからこっちへ来てもらって、その家庭の子どもさんが大きくなった場合に、簡単に地元で就職というのものもあるんじゃないですか。

観光で、にぎわいで、じゃあここに住んでくれるのか、住んでくれるようにできるのか。じゃあ、そのための施策はあるのか、お尋ねします。

○議長（飯田 洋君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 今の現状の中で、じゃあまちを元気にしていくためには何をするか、それぞれ地域に合った特徴を伸ばしていく。先ほども申し上げましたけれども、この高須輪中、これはほとんど農地です。したがって、倍もうかる農業をやろうと。そのために東京のほうへ若い人たちを呼びに行っているわけでありまして、そういった地域地域の資源の見直し、そのことによって人に来ていただく、そして海津を知っていただき、そこでまた住んでいただく、そういったことに、今、一生懸命努力しているところであります。

それから、会社ができれば、すぐ人口がふえるのかと。今まではちょっと余り来ていただけませんでした。先ほど申し上げましたように、この地域の会社もいろいろ会社を大きくしていくと、そういった計画を複数聞いておりますので、そこでの雇用もできていくんじゃないかと期待をいたしております。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） 市長、だから人をふやすんですよ。ここから流出させない方法を考えるんですよ。市長、あなたがおっしゃるとおりなんですよ。だから、人を流出させない方法、新しい人の流れを変えるには、やはり今、外から来ていただくことも考えなくちゃいけない。ここから出さないことも大事なんです。あなた、いいことを言うんじゃないですか。だから、それに政策が伴っていないんですよ。

あなた、あなたが市長になって何年もうたつんですか。ずうっと人口が減り続けている。横ばいなんて一回もなかったでしょう。

今回、第2次総合計画で3万3,000人、無理な目標を掲げて、じゃあこれを実現するための政策はどこにあるのかと。私は、だから人の流れを変えなくちゃいけない。今、市長が言うように、既存の企業も頑張ってくれる、会社を大きくする。しかし、今現在、なかなか地元で募集しても来ていただけないというような話も聞きます。だからこそ、ここから人を流出するのを食いとめる、また近隣からこちらへ入ってきてもらう。そのためには、私は一つの施策としてバスはどうか、まず実験しませんか。やりません、やりません、過去にもやりませんという答弁がしてあります、だからやりません。じゃあ、あなたがこの海津市をだめにするんですよ、今度は。だめにするんですよ、あなたは。

だから、議員の意見を聞く。じゃあ、意見を聞いて、もう少し調査するなり、何かそういったことをしませんか。お願いします。

○議長（飯田 洋君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） 六鹿議員がおっしゃるバス路線について、以前も同様の質問をいただいております。線、点から点のバス路線については非常に有用であるというふうに認識もしております。ただ、現在、市長の答弁にもございましたが、当市の公共交通につきましては、地域公共交通網形成計画という計画に基づいて進めておるところでございます。この計画の目的、いわゆる役割でございます。公共交通の役割は、議員がおっしゃったように人口減少に歯どめをかける、これもこの計画の目的の一つでもございます。こうしたことで、計画はやはり期限がございますので、当市の公共交通に関する市民の皆さんの満足度は非常に低いということも認識をしております。この計画を改正時に、線ではなく面的な公共交通を検討していく課題は十分感じておりますので、ただ、公共交通だけが人口減少に歯どめをかけるものではないということは私どもも認識をしております。まちづくりと連携をしていながら、この問題について取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） 部長、私は余り細かい数字とか、そんなことはもう聞いていないんで

すわね。これは政策で聞いておるんですよ。だから、今回はお金をかけて第2次総合計画をつくりましたよね。この中に、この38年度目標3万3,000人、これが達成できるか。この達成させるには、この方法も一つですよ。だから、当然企業さんが頑張ってくれる。じゃあ、当然従業員が要る。しかし、今現在は、募集してもなかなか来ていただけないというのが現状、これは私が述べるまでなく、当然皆さんも御存じだと思う。だからこそ人の流れを変えて、外からこちらへ入っていただいて、まず人口が減らないように、逆に真剣にふやすための努力を私はしなければ、この海津市はだめになるんですよ。

私どもは、もちろん年齢も来ております。しかし、この海津市は、まだまだ存続しなければだめなんですよ。私の子どもや孫もおるんですよ。皆さんでもそうなんですよ。この海津市が市長が言うように誇りを持って、ここに住む人が誇りを持って住めるような、この海津市を自慢できるような海津市にしなければだめなんですよ、そのためにはにぎわいも大事。

じゃあ、税収が減らないような形はといたら、やはり固定資産税も大事、人をふやすこと、子どもが大事なんですよ。人がふえなかったら、子どももふえんのですよ。

ですから、もっともっとみんながこの海津市の行政全体、また議会もそうですよ。この人口減少に対してもっともっと真剣に取り組まなければ、この海津市は手おくれになるんですよ。

そういったことを申し上げて、また今、部長がおっしゃいました、とにかく必要と感じておる。それなら、一回モデルでもいい、何でもいい、実験的でもいい、これは取り組むべきだと。また、取り組んでいただけることを確認してもいいですか。

○議長（飯田 洋君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） 今申しましたとおりでございますので、限られた財源の中でできることをさせていただくように検討してまいりたいと思います。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） 限られた財源、これからもっともっと財源をふやすためにもこういったことに真剣に取り組む。まず、アンケートからでもいいんじゃないですか、まずアンケートから、本当に必要なのか。この海津市にそういった隣の県へ出ていくバスがあれば助かるのか、またここから通勤・通学に十二分に使いたいという思いがあるのか、まずアンケートから始めましょうよ。いいですか。

○議長（飯田 洋君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） 当然、計画を立てる段階ではアンケートは必要だということでおりますので、アンケートは全ての計画をつくる場合には必ずつくっております。

〔10番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） 今、市長のほうを見たら首を振られたんです、答えるな、答えるな。

市長、あなたのもとでは、この海津市はもう沈没するんですよ。任期を残してやめてもいいんですよ。新しい人にかわる勇気も必要かと思います。そういったことを進言して、私の質問を終わります。

○議長（飯田 洋君） これで六鹿正規君の一般質問を終わります。

ここで10時35分まで休憩いたします。

（午前10時21分）

○議長（飯田 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時35分）

◇ 橋 本 武 夫 君

○議長（飯田 洋君） 続きまして、7番 橋本武夫君の質問を許可します。

7番 橋本武夫君。

〔7番 橋本武夫君 質問席へ〕

○7番（橋本武夫君） では、議長の許可をいただきましたので、通告に従い、今回は3点質問をしたいと思います。

質問内容は、1. ペットの災害対策について、2. 災害派遣トイレプロジェクトについて、2点は市長にお尋ねいたします。

3点目、パラリンピック教育について、これは教育長に伺います。

では、質問に入らせていただきます。

まず、1番目、ペットの災害対策について。

災害時には、まず人命が優先ですが、近年、ペットも家族の一員であるという意識が一般的になり、ペットを同行避難することは、動物愛護の観点だけでなく、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要であると言われています。

また、東日本大震災後には、自宅に取り残されたり、飼い主とはぐれたペットが放浪する例が多数生じ、野犬化した犬が住民に危害を加えるおそれや、去勢や不妊処置されていない犬・猫が繁殖し、在来の生態系や野生生物に影響を与えるなどのおそれが生じたため、被災地に人員を派遣して保護や繁殖制限措置をとらなければならない事態になりました。こうした事後の問題を軽減するためにも、災害時のペットの同行避難は必要とされています。

しかしながら、ペットの同行避難はしっかりと周知されているとは言えず、そのための事前の準備も不足しているのではないのでしょうか。ペットの同行避難訓練などは考えておられ

るのでしょうか。実施した例、予定はあるのか、お尋ねをします。

また、過去の災害時の避難所では動物アレルギーなどによる深刻なトラブルが発生した例もあるようですし、ことしの7月豪雨では、ペット同伴可の避難所として体育館を指定したものの、暑さのために閉鎖を余儀なくされたところもあったとのこと。避難所の運営においてもペット対策を事前にしていくことが重要と考えますが、そういった対策はとられているのか、お尋ねをいたします。

災害時にも飼い主がみずからの責任でペットを適切に飼養することを前提としながら、自助・共助だけでは対応し切れない場合の支援体制、放浪動物、負傷動物の救護体制を整備しておくことも必要だと思いますが、市長の考えはいかがでしょうか。

2点目、災害派遣トイレプロジェクトについて。

災害時におけるトイレの問題は、大変重要視されています。トイレが不備だと水分の摂取を控えてしまい、エコノミークラス症候群など命にかかわる可能性が指摘されています。また、不衛生になると感染症の発症も懸念されることです。

本市においては、内閣府の定める「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」に沿って準備と対応をされていることとは思いますが、それにプラスして、公益社団法人助けあいジャパンが推進している災害派遣トイレプロジェクト「みんな元気になるトイレ」に参加してはどうでしょうか。

このプロジェクトは、全国の市町村が1台ずつトイレトレーラーを常備し、災害が起きた地域に駆けつけることができればトイレ不足を大きく軽減することができるという取り組みです。既に静岡県富士市では、クラウドファンディングによって目標金額を達成し、購入したトイレトレーラーは、現在、倉敷市内で稼働中とのこと。このプロジェクトに対する市長の考えをお聞きしたいと思います。

3点目、パラリンピック教育について。

国際パラリンピック委員会は、パラリンピアンたちに秘められた力こそがパラリンピックの象徴であるとして、「勇気」、マイナスの感情に向き合い、乗り越えようとする精神力、「強い意思」、困難があっても諦めず限界を突破しようとする力、「インスピレーション」、人の心を揺さぶり、駆り立てる力、「公平」、多様性を認め、創意工夫をすれば誰もが同じスタートラインに立てることを気づかせる力の4つの価値を重視しています。

さまざまな障がいのあるアスリートたちが創意工夫を凝らして限界に挑むパラリンピックは、多様性を認め、誰もが個性や能力を発揮し、活躍できる公正な機会が与えられている場です。すなわち、共生社会を具現化するための重要なヒントが詰まっている大会です。また、社会の中にあるバリアを減らしていくことの必要性や、発想の転換が必要であることにも気づかせてくれる場です。

以上のことから、2012ロンドンオリンピック・パラリンピック大会では、教育が重要な役割を果たすという認識のもと、パラリンピック教育プログラム「Get Set」が開発されました。

「Get Set」を活用したロンドンのある学校の校長先生によれば、パラリンピックに基づいた教育を展開し、パラリンピックの価値観を採用したことで生徒たちに大きな変化をもたらすことができた。自尊心が大きく伸び、注意力が改善し、時間を守ること、そして試験の結果もよくなったとのことでした。

「Get Set」は、イギリス全土で採用され、84%の学校が「熱意とモチベーションにポジティブなインパクトがあった」と答えています。そして、大会終了後の今も活用され続け、パラリンピック教育がレガシーとして受け継がれているのです。

2020東京オリンピック・パラリンピック大会を前に、学校教育を通じて、より多くの子どもたちにパラリンピックの魅力を伝えるために、国際パラリンピック委員会が開発した教材が「I'm POSSIBLE」です。このネーミングには、「impossible」と、不可能だと思えたこともちょうと考えて工夫さえすれば、つまりiとmの間にアポストロフィーを打てば「I'mpossible」、何でもできるようになるというパラリンピックの選手たちが体现するメッセージが込められています。

「I'm POSSIBLE」は、既に第1弾が公開され、順次、全国の教育委員会、小・中学校に配布されると聞いています。市内の小・中学校においても「I'm POSSIBLE」を活用し、パラリンピック教育に取り組んではどうかと思いますが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 橋本武夫君の質問に対する市長、教育長の答弁を求めます。

最初に、市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 橋本武夫議員の1点目のペットの災害対策についての御質問にお答えします。

1つ目のペットの同行避難訓練などは考えているのか、実施した例、予定はあるのかにつきましては、市の主催する避難訓練において実施した例はございません。また、避難所運営訓練を実施する自治会、自主防災組織も少なく、ペット同行避難に対応するという意識はまだ高くないというのも現状でございます。

国が作成した「人とペットの災害対策ガイドライン」では、避難所におけるペットの飼育場所の設置を求めている、本市の「避難所運営ガイドライン」では、ペットの受け入れ態勢の整備やペットの飼養は、ペットを持ち込んだ避難者自身が全責任を持つて行うことなどを記載しております。

今後につきましては、訓練を実施する団体等に対しましてペット受け入れ訓練を実施していただくよう、周知、働きかけを行ってまいります。

2つ目の避難所運営において事前にペット対策をとっているかにつきましては、避難所では動物アレルギーの方がいる可能性を考慮して、要配慮者が必要とする補助犬など以外は、原則居室部分へのペットの同行は不可としておりますので、避難所の敷地内に適切なペットスペースを設けることが必要であります。

また、飼い主の方は、日ごろから十分なしつけや狂犬病などの各種ワクチン接種、ペット用フード等の備蓄を要するとともに、他の避難者からの理解を得ることも必要であります。

本市の「避難所運営ガイドライン」でペット連れの避難者への対応について、ペットスペースの設置や飼養ルールなどを記載しておりますが、市民に対する周知が図られていないのが現状であります。環境省の「人とペットの災害対策ガイドライン」、岐阜県の「避難所運営ガイドライン」に沿い、市民や自主防災組織等へ十分な周知を図ってまいります。

また、飼い主の方向けに、西濃保健所が主催します「ペットしつけ教室」が毎年1回開催されており、日ごろからペットをゲージやキャリーバッグになれさせておくこと、避難時にはペット用フードを持参することなど、ペット同行避難を行う際の注意点につきましても説明されておりますので、御参加いただけるよう周知してまいります。

3つ目の救護体制の整備につきましては、岐阜県では、「災害等における動物の救援活動に関する協定」を社団法人岐阜県獣医師会と締結しております。対象動物は、原則犬及び猫になりますが、市の依頼に基づき、県が必要と判断した場合は、被災動物の救護所及び診療施設の設置が行われます。互いに連携が図れるよう、必要な環境整備に努めてまいりたいと考えております。

災害対応における避難所は、被災市民の対応や災害時要援護者の対応など、取り組む課題も多くありますが、ペットを飼っていらっしゃる市民も多いことから、ペット同行避難の際には、ガイドラインに沿った行動をとっていただき、円滑な避難所運営が行われるよう周知に努めてまいります。

2点目の災害派遣トイレプロジェクトの御質問にお答えします。

災害時の避難所運営では、被災者に対し食料の提供をすること以上にトイレの確保・管理は重要な問題であると認識いたしております。実際に、災害時にトイレの使用を減らすために水分や食事を控えた結果、体調を崩すなどの健康被害があると報告されております。

御質問のプロジェクトですが、最近導入された自治体に導入経費などをお尋ねしたところ、クラウドファンディングによる寄附金が500万円ほど集まり、そのうちクラウドファンディングを管理する会社に寄附金の十数%を手数料として支払うため、自治体の持ち出し額としては一千数十万円かかると聞いております。

プロジェクトの趣旨といたしましては大変共鳴できるものですが、全てを寄附金で賄えるということもございませんので、今後、他市町村の動向を見守りながら考えていきたいと思っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、橋本武夫議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（飯田 洋君） 続いて、教育長 中野昇君。

〔教育長 中野昇君 登壇〕

○教育長（中野 昇君） 橋本武夫議員の３点目、パラリンピック教育についての御質問にお答えいたします。

パラリンピックという大会名称が正式に使われるようになったのは1988年のソウル大会からですが、もともとは1964年の東京大会の際に「Paraplegia（脊髄損傷等による下半身麻痺者）」と「Olympic」を組み合わせで生み出された愛称であったと言われています。現在では半身不随者以外の多くの障がい者も参加する大会となり、名称も「Parallel（平行）」と再解釈することで、もう一つのオリンピックと言われるようになっています。

身体障がい者を対象とした国際大会としてオリンピックと一体となって開催されるパラリンピックは、人々の多様性を認め、個々の力を発揮し、活躍できる公正な場として、競技者にとってはもちろん、それを応援する全ての人々にとって共生社会のあり方を学ぶことのできる大きな教育的価値があると考えております。

さて、議員仰せの国際パラリンピック委員会公認教材「I'm POSSIBLE」ですが、英語による国際版の内容をもとに日本版事務局が開発したもので、その一部は、既に全国の小・中学校等に送付されております。

特に小学校版については、この６月に全ての教材が完成し、市内の小学校にも配布されたところです。内容は、大きく２つのテーマに分かれており、パラリンピックの価値について座学を中心に学ぶ単元と、パラリンピックスポーツとして実際に競技を体験することを中心に構成された単元とがあります。一部を取り上げるだけでも、またどの時間からでも利用できるように構成されており、各学校でも活用方法の検討を始めたところです。

本市では、今回の教材が提供される前からパラリンピックを含めオリンピック関連の内容を学校教育で取り上げており、昨年度は、東京2020大会マスコット選定の投票に参加した全ての小学校が、オリンピック・パラリンピック教育実施校「ようい、ドン！スクール」の候補校となりました。

大江小学校におきましては、オリンピック・パラリンピック教育推進校となっており、11月には走り幅跳び競技で活躍するパラリンピアン、前川楓選手を招いた競技体験学習を計画しております。

また、パラリンピックに関連した取り組みはほかにもあり、例えば西江小学校では人権教

育推進の一環として、車椅子バスケットの選手を招いた実演と体験教室を予定しております。多くの学校で幅広く障がい者スポーツ等に触れたり、障がい者との共生について考え、学んだりする教育を実践しているところでもあります。

初めに、パラリンピックには共生社会のあり方を学ぶことができるという大きな教育的価値があるとお答えいたしました。これは義務教育において欠かせない重要な教育内容の一つであると認識しております。新しい学習指導要領の実施を迎える中、各学校が教育課程の編成を通じて教育内容を見直す際には、限られた授業時数を有効に使いながら、こうした共生社会のあり方を学べる機会を確保できるよう、教育委員会としましても指導・助言をしてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、橋本武夫議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（飯田 洋君） 再質問ございますか。

〔7 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 橋本武夫君。

○7 番（橋本武夫君） ありがとうございました。

まず、最初のペットの災害対策について再質問したいと思います。

先般の台風の被害においては福祉避難所を開設され、危機管理課の皆様には大変なお仕事だったと思うんですけども、例えばその場においてペットを同行して避難してみえたなどというような例はございましたでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 危機管理監 白木法久君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（白木法久君） お答えします。

ゆとりの森のほうに1人、ペットを連れてお見えになった方がございました。対応というか、その方は車の中にペットを置かれて、居住のほうも車におられて、トイレとか、そういったものについてゆとりの森を利用されました。以上です。

〔7 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 橋本武夫君。

○7 番（橋本武夫君） ありがとうございます。

車中対応ということだったんですけども、恐らく余りペットの同行避難ということが周知されていない現状では、そういうふうに1人なのかなという感じかもしれませんが、羽島市のあの地区の調査、これはペットの災害対策について重点的に取り組んでいらっしゃる防災士の方がいらっしゃる地区なんですけれども、その地区で調べた結果、ペットを飼ってみえるところが40%ぐらい見えるということでございました。そのうちの51%が、災害があったときにはペットを同行するよというふうにアンケートに答えておられるそうです。さらに、31%がわからないというふうに答えておられるということは、恐らく半数以上の方が何かあ

ったときにはペットを同行して避難所のほうへ行かれる可能性が高いんじゃないかなと。そういう可能性があるときに、事前にそのペットの同行避難というものに関してしっかり情報提供をしておかないと、避難所が大変混乱するような事態になってしまうのではないかと、いうふうに私は懸念しております。市の考え方はいかがですか。

○議長（飯田 洋君） 危機管理監 白木法久君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（白木法久君） お答えします。

市長の答弁のほうにもございましたが、うちのほうで「避難所運営のガイドライン」というのを公表させていただいておりますが、まだそれは市民のほうになかなか周知ができておりませんが、行政としてできますことは、避難所としての飼育スペースを提供できるのが、正直なところ精いっぱいであろうというふうに考えます。

やはりペットの飼い主の方の責任において、飼い主の方同士での協力においてペットの飼育をお願いしたいというのが私のほうの考え方でございます。

〔7 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 橋本武夫君。

○7 番（橋本武夫君） 全くもってそのお答えのとおりだと思います。

先ほど市長の答弁の中にもありましたが、環境省の出しております「人とペットの災害対策ガイドライン」、これは熊本地震のときに、その経験を生かして改定されたというものでございますけれども、その主なポイントとして一番初めに書いてあるのが、災害時の対応は、飼い主による自助が基本。災害時の行政の支援、公助は、人間の救護が基本である。初期にはペットに対する公的支援は期待できないので、飼い主はみずからペットの健康と安全を守る責務を負うことについて記載するとともに、改めて飼い主には、災害時においても避難所等で他の避難者に迷惑をかけないよう適切な飼養管理を行う義務を負うことを記載していると。つまり、やはりペットを連れて同行避難する、その際における責任は飼い主が持っていますよと。もちろん、その飼い主の方が安全に避難できた上でペットについての責任を負っていただくと。ですから、当然ペットフードの用意、水の用意、それからトイレ等々、ペットを飼うことに対して必要なもの全ては、絶対に飼い主が準備をして避難所へ同行するのがまず基本であると思います。

そういったことを、ただそれを御存じない方がたくさんおられると思うんです。例えば、まずそもそも避難訓練は、先日もうちの自治会はやったんですけれども、誰もペットを連れてくるような避難訓練ではなかったということもあって、知っていれば連れてきたのにと、いうような声も聞きました。といったように、まだまだ周知が十分ではなく、ということは当然準備もされていない方が大勢いらっしゃるんじゃないかと思います。ただ、実際に、いつ地震とか台風がということとはわかりません。けさも北海道で大きな地震があったばかりです

けれども、そういったときに、恐らく今の現状でいくと、多分ペットは連れてきてしまうけれども、そのための準備がなされていない状況ではないかなというふうに想像いたしております。

そのためにも平常時に市が行うべき課題というのはたくさんあると思うんですけれども、その中に、先ほどの「人とペットの災害対策ガイドライン」の中の市町村が行う対策の例として、平常時にはペットの適正な飼養や災害への備えなどに関する飼い主への啓発、それからペットとの同行避難も含めた避難訓練、避難所、応急仮設住宅へのペットの受け入れと飼養に係る担当部局や運営担当の検討や調整、住民への周知ということが平常時から必要ですよというふうにこのガイドラインには書いてございます。そのあたりについて、当然普及啓発はしていただけると思うんですけれども、計画があればお答えください。

○議長（飯田 洋君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） 今、議員がおっしゃられたとおりでございますが、「ペットの災害対策」という特集ページを組んで、ホームページや市報に掲載をする今計画であります。以上でございます。

〔7 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 橋本武夫君。

○7 番（橋本武夫君） では、私からも一つ、周知の方法ということで御提案をさせていただきます。

岐阜市に本部のある、NPO法人人と動物の共生センターが岐阜大学の高木教授と共同で「減災力テスト＜ペット編＞」というものをつくられました。これは7月29日にこのテストの発表があって、その講習会に行ってきたんですけれども、いろいろなペットの防災対策が20問ほどあるんですけれども、人の防災力テストはもう御存じだと思うんですけれども、その会場に集まっていた方が試しにやってみたところ、そういったところに見える人ですから、多少なりともペットの防災に関心がある方なんだろうと思うんですが、高木教授が言われるには、合格点は80点ぐらいだろうということだったんですが、会場に100人弱はいたかと思うんですが、80点以上をとった方は1人しかいなかったということで、海津市内でこのテストをやってもらっても、恐らくそれぐらいになってしまうのかなということを思っております。

この事業は、「本事業は、岐阜市市民活動支援事業補助対象事業です」というふうに書いてあるんですが、もちろんその会場にいろんな町の方が来てみえまして、「私、愛知県なんです、これを使っていいんですか」と言ったら、ちゃんと注意書きで「印刷・複写して御活用ください」というふうに、どんどん使ってもらって結構ですということでございます。ただ、「無断改編は御遠慮ください」とも書いてあります。表側のテストと、それから裏側

に解説もありますので、事前に平常時にペットの飼い主としてやっておくことがどういったことが重要なのかということが網羅されている、非常にすぐれたテキスト、テストになっていると思っておりますので、もしも可能であれば、こういったものを機会があるときに市民の皆様に啓発活動の一つとして使っていただけたらと思います。どうでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 危機管理監 白木法久君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（白木法久君） お答えします。

飼い主の自助力を高めるために非常に有用なものであるというふうに認識しておりますので、周知をしていきたいというふうに考えております。

〔7 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 橋本武夫君。

○7 番（橋本武夫君） よろしく願いをいたします。

今のところ海津市のガイドラインによりますと、ペットと一緒に同じところに避難することはないというふうに定められているんですけども、9 月 3 日付の中日新聞によりますと、岡山県では、先日の水害の折、専用の避難所を開設したということで、こういうことも計画的にといいですか、訓練をしていけば可能になるような事案ではないかなと思っております。御検討もお願いしたいんですが、それとともにお聞きしたいのは、地域防災計画がありますよね。その中に、これも先ほどの「人とペットの災害対策ガイドライン」によるんですけども、現在、各自治体において国の防災基本計画を踏まえ、環境省等の防災業務計画や動物愛護管理基本指針を参考として地域防災計画が修正され、各自治体の実情に応じながら、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養等に関する事項が盛り込まれているというふうに書いてあるんですけども、海津市における地域防災計画上のペット対策というものはあるんでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 危機管理監 白木法久君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（白木法久君） お答えします。

地域防災計画の中には、特にペットの同行避難等について記載は、今はございません。

〔7 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 橋本武夫君。

○7 番（橋本武夫君） ということは、今後そうする可能性はありますか。

○議長（飯田 洋君） 危機管理監 白木法久君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（白木法久君） 検討していきたいというふうに思っております。

〔7 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） よろしくお願いをしたいと思います。

では、2点目の災害派遣トイレプロジェクトについてお尋ねをいたします。

先ほどの市長の答弁によりますと、クラウドファンディングである程度集めても、それ以上にお金がかかるということでございました。一番最初の富士市の場合には1,000万円のクラウドファンディングでしたので、恐らく500万円ほどは市の財政から出されるだろうと思いますし、2件目以降は500万円のクラウドファンディングでしたので、市長がおっしゃるとおり、1,000万円以上かかっているんだと思います。非常に高額な財源を必要としますので、今すぐどうこうというわけではありませんけれども、捉え方の一つとして、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」が内閣府によって定められておりますけれども、その中に書いてあることは、なお、避難所のトイレを全て備蓄で賄うことは現実的ではなく、発災時に災害用トイレを迅速に調達できるよう、あらかじめ関係団体や事業者と協定を締結する等、連携体制を強化し、災害時に円滑に運用することが重要であるというふうに、このガイドラインの10ページには書いてございます。そういったことですね。このトイレプロジェクトだけではなく、それ以外の方法で災害時にトイレを調達するという準備はあるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（飯田 洋君） 危機管理監 白木法久君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（白木法久君） 海津市のほうでは、仮設トイレと便器にかぶせる携帯トイレを備蓄させていただいております。

また、不足する分等につきましては、レンタル業者との協定ですとか、災害物品の応援に対する協定、それからまた各市町村との相互応援協定によりまして、そういったものの協定先からの提供を結んで対応していきたいというふうに考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） そういうことであれば、もしも災害があったときにトイレ不足で困らないというふうでお願いをしたいと思います。

とにかく食べ物は数時間食べなくても、大げさに言うと、一日、二日食べなくても何とかなるかもしれませんが、トイレだけが一番即座の問題になるというふうに聞いております。当然、電気とか水道とかと同じように命を支える社会基盤であるという認識を持って、トイレの対策にはしっかりと取り組んでおいていただきたい。一番初めに待ったなしで始まる問題だと思いますので、対策をよろしくお願いしたいと思います。

ちょっと余談、横にそれですけれども、このプロジェクトはクラウドファンディングで目標金額を決めて資金を調達するということでございますが、一般論として、当市におけるいろんな事業についてクラウドファンディングで資金調達するというようなことについてはど

のようにお考えでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 企画財政課長 近藤三喜夫君。

○総務部企画財政課長（近藤三喜夫君） そもそもクラウドファンディングにつきましては、資金調達の手法の一つでございまして、さまざまな理由でお金が必要としている人に対し、それに共感した人がインターネットを通じて支援する、寄附というものでございます。寄附ということでございますので、今のところ海津市といたしましては、ふるさと納税のほうで寄附を募っておりますので、そちらのほうである程度の事業、主な事業につきましては対応できるようにしておりますが、新たに特化した事業が出てきた場合につきましては、クラウドファンディングの手法も取り入れて前向きに検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔7 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 橋本武夫君。

○7 番（橋本武夫君） 少し趣旨からずれた質問でしたけれども、丁寧に御質問に答えていただきましてありがとうございました。

これは答弁を求めるものではございませんけれども、先ほど市長も言われたように非常に多額の資金がかかるものでございます。これを個人のふるさと納税とかで賄うのは非常に難しいものがあるのではないかなというふうに考えております。当然、過去の富士市等の例でも企業さんからいただいておりますけれども、そういったときに、企業版のふるさと納税と同じぐらいの企業にとってメリットのあるものであれば、さらに資金の調達がしやすくなるのではないかなというふうに思っております。ふるさと納税だけではなくて、そういったいろんな方法で資金を調達しやすいような方法というものを考えていただけたらなというふうに思っておりますので、いろいろと御検討をお願いしたいと思います。

○議長（飯田 洋君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 新しい視点を御指摘いただきまして、ありがとうございました。

海津市の、先ほど来、お話になっておりますけれども、魅力を再発見するということで、文化遺産をこれからどう運営していくかと、そういったところで将来的にクラウドファンディングも大きな手法だと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔7 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 橋本武夫君。

○7 番（橋本武夫君） では、3 点目、パラリンピック教育についての再質問ですが、本当いえば、これはオリンピック・パラリンピック教育というふうには書かなければいけなかったんでしょうけれども、今回は特にパラリンピック教育の「I'm P O S S I B L E」についての質問でしたのでこういうふうに掲げましたけれども、先ほどの教育長のお答えによります

と、それぞれ取り組んでみえるようですけれども、まず率直に言って、恐らく教育長はちゃんとごらんになっていることと思いますけれども、私たちはインターネット上では教材は見られるんですけれども、教師用の部分とか指導のやり方とかという部分に関してはわかりませんので、恐らく教育長はそのあたりも含めて教材をごらんになっていることと思いますので、その「I'm POSSIBLE」についての教育長の教師目線といいますか、指導する側の立場から見た場合のこの教材に対する感想、メリット等がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（飯田 洋君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） それでは、今の橋本議員の御質問にお答えいたします。

これは公認教材ということですので、教師が児童・生徒に対して指導する際に扱う資料ということでもあります。そのため、私も確認させていただいておりますけれども、年間の小・中学校、各学年の授業計画時間数とか、各時間の主な内容、そしてやっぱり非常に教師にとって魅力的だと思って確認したのは、子どもたちに教える際に提示する資料、写真とか構造図、ポイントを大きな文字でまとめた黒板に掲示しながら教えていく資料、そして各1時間ごとの授業案といいますか、指導するときの導入、展開、終末の模範授業の流れみたいなものも掲示されております。

大江小学校は推進校ということですので確認しましたところ、大江小学校は現在も全学年でパラリンピック教育のために配布された「I'm POSSIBLE」を活用しているということで、次年度以降も継続活用していくということを確認しておりますし、校長会におきましても、大江小の活用事例を話したり、私が見させてもらって、子どもたちに非常に興味・関心を持って学べる教材を提供してもらえたというような話で、どの学校においても程度の差こそあれ、ぜひ有効利用をしてくださいというようなお願いもしているところであります。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） 教育長、お願いをされているということなんですけれども、オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けての最終報告が2016年7月に出ております。オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議が出したものですけれども、その中には、オリンピック・パラリンピック教育に効果的・継続的に取り組むためには、学校運営計画への位置づけなど、学校全体として取り組むための体制の整備が求められる。その際、教育委員会がイニシアチブを発揮し、域内のオリンピック・パラリンピック教育のプランを策定するなどして各学校の教育活動の支援の充実を図ることが期待されるというふうに、この有識者会議は報告を結んでおります。

教育長のお願いも、教育長のお願いですから相当な威力はあるだろうと思うんですけれども、やはり教育委員会にイニシアチブを発揮してということは、この市内の学校、やっているとところはやっているし、やっていないところはそれほどでもないというようなことではなく、それぞれの学校でしっかりとやっていただきたいというのが私の希望でございます。といいますのは、私がこの教材を知ったのが、パラリンピック2010年のバンクーバーの際に銀メダルをとった日本の宝、アイスホッケーのゴールキーパーだった永瀬さんという方にお話を伺いました。なぜ子どもの教育なのかというと、大人というのは、今の大人ですよ、障がい者と区別した社会で生きてきたので、無意識のうちに変な先入観がある。ただ、今の子どもたちは、そういう先入観がないうちに、共生社会を目指すとか、個々を尊重していくとかという、そういった教育の目標を子どものうちにしっかりと身につけさせることができるので、小学校からこの教材を活用してほしいというお話でございましたので、偏りのないように、各市内の小・中学校でしっかりと「I'm POSSIBLE」を活用していただいて、パラリンピック教育というだけでなく、ほかにもいい影響がたくさんあるような教材だということでございますので、しっかりと活用していただきたいことをお願いいたしまして、質問したいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（飯田 洋君） これで橋本武夫君の質問を終わります。

◇ 松 岡 唯 史 君

○議長（飯田 洋君） 続きまして、3番 松岡唯史君の質問を許可します。

3番 松岡唯史君。

〔3番 松岡唯史君 質問席へ〕

○3番（松岡唯史君） 議長からお許しをいただきましたので、私から2点、いずれも市長にお尋ね、一般質問をさせていただきたいと思います。

1. 災害時の避難について。

平成30年7月豪雨からおおよそ2カ月がたとうとしております。このたびの災害で被害に遭われた方や亡くなられた方々に心から哀悼の意を表するとともに、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

さて、本市におきましても同時期にかなりの雨が降りましたが、幸い被害がありませんでした。しかし、今後、大雨や地震などによる災害がいつ発生するかわかりません。

そこで、災害時における避難に関することを大きく分けて2つお尋ねいたします。

1つ目は、災害時における高齢者や介護を要する方への避難情報の伝達方法についてです。

7月22日付毎日新聞によりますと、今回の豪雨災害で被害の大きかった岡山県倉敷市真備町地区では、高齢者が集中的に被害に遭われており、死亡した多くの方がひとり暮らしの高

齢者や二人暮らしの高齢夫婦世帯でした。また、車椅子を使うなど体が不自由な方も目立ったとのことでした。

この原因の一つに、高齢者への情報伝達の困難さを幾つかの報道機関が指摘しております。確かに高齢者の方は、パソコンやスマートフォンを持っていない、もしくは使用していない方が多いと推測されます。そのため、特にひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯では、避難情報や災害情報などを防災無線に頼らざるを得ません。

しかし、今回のような大雨では、防災無線が聞こえづらいことが想像できます。実際に、7月14日付日本経済新聞によりますと、市は防災無線で避難を呼びかけていたものの、雨の音しか聞こえなかったという同地区の独居女性（76歳）が午前3時ごろの息子からの固定電話で初めて事態を知ったという事例を紹介しています。

こうしたことから、特に大雨による災害の危険性がある場合に、本市が高齢者や介護を要する方への避難情報、災害情報をどのように伝達し、避難誘導するのかをお尋ねいたします。

2つ目は災害時における避難生活に関することです。

これまで災害時の避難生活では、たびたびトイレ問題について報道されることがありました。今回の豪雨災害でも、トイレの確保が切実な問題だと7月13日付東京新聞が報じています。

今後、本市で大規模災害が起こったときにも、避難所等のトイレの確保が困難だったり、トイレが不衛生のために我慢して、最悪の場合、脱水状態やエコノミークラス症候群などの健康障害を引き起こすことが懸念されます。

そこで、平成28年4月に内閣府が作成した「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」に基づき、幾つか質問をしたいと思います。

まず、同ガイドラインには、このガイドラインを指針として市町村に対して災害時のトイレの確保・管理計画を作成し、地域防災計画等に反映させることを求めています。本市はそうした計画を作成しているのか、お尋ねいたします。

また、同ガイドラインによりますと、避難所におけるトイレ数の目安について、災害発生当初は避難者約50人当たり1基としておりますが、本市における避難所のトイレ数（施設のトイレ数と各種災害用トイレ数の合計）と最大想定避難者数とを比べての過不足数をお尋ねいたします。

2. 人口減少対策として移住者支援を。

本市の人口は、平成30年4月現在で3万5,000人を割り込みました。出生数の減少に伴う自然減も大きな要因ではありますが、ここ数年、転出人口が転入人口を年間200から300人の規模で上回っていることも深刻だと考えます。このことは、学卒後の仕事が少ないことや、前回、定例会で触れました通勤・通学といった交通手段の問題、住みやすさや利便性など、さ

まざまな要因が考えられます。

人口が減少することにより、生活関連サービスや行政サービスの縮小、地域のコミュニティーが成り立たなくなることなどが予測され、私たちの暮らしに大きな影響を与えることは間違いありません。

人口減少対策の本質は、産業の育成、子育て支援の充実、利便性のある交通手段の確保といった魅力あふれるまちづくりを中・長期的に進めていくことだと思います。しかし、一方で、現状でできることを一つずつやってみるということも必要なのではないかと考えます。

こうした視点から、移住者支援対策として取り組めるのではないかと考えることを2つ提案したいと思います。

1つ目は移住者への家賃補助制度を創設することです。

平成30年5月17日に岐阜県が発表した資料によりますと、移住者の年齢構成は30代以下が74%を占めており、子育て世代、若年層を対象とした移住者支援を行うことが有効だと考えられます。

また、本市には住居に係る支援、補助金として、移住者の住宅新築に係る定住奨励金交付事業や結婚新生活支援事業費補助金があるものの、単身の移住者への家賃補助がありません。家を建てるには、ある程度まとまったお金が必要ですし、比較的安定した生活が必要となります。低所得者にとっては家を建てること自体、困難だと考えられますし、単身者は結婚新生活支援事業費補助金の対象になりません。

そこで、所得の多くない若年層を対象とした単身の移住者に対する家賃補助制度の創設を提案しますが、市長の御認識をお尋ねします。

2つ目は移住者への起業支援金を創設することです。

前回、定例会での一般質問でも少し触れましたが、長野県長野市では、2年前から長野市移住者起業支援金をスタートさせています。また、同様の移住者向け起業支援事業は、福岡県久留米市や京都府南丹市、長野県伊那市など、私がインターネットで検索しただけでも幾つかの自治体で取り組んでいることがわかります。補助額や率はさまざまですが、おおむね移住者の起業に係る資金を補助するものであります。

移住者が起業する際に、こうした補助が受けられるというのは、起業する側からすると、海津市で起業してみようという一つの動機になるのではないかと思います。また、事業がうまくいけば、起業し、そのまま定住することや、事業拡大に伴う雇用創出といったことも期待され、本市の活力に寄与するのではないのでしょうか。

こうしたことから移住者への起業支援金創設を提案いたしますが、市長の御認識をお尋ねいたします。

○議長（飯田 洋君） 松岡唯史君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 松岡唯史議員の１点目の災害時の避難についての御質問にお答えします。

１つ目、高齢者や介護を要する方への避難情報、災害情報をどのように伝達し、避難誘導するかにつきましては、大雨で防災行政無線が聞こえづらい、聞こえない状況における対応としまして、本市では広報無線専用ダイヤルとしてフリーダイヤルや、通話料金はかかるものの、通話中になりにくいテレドームにダイヤルいただければ防災行政無線の情報を受け取ることができます。

また、災害情報や防災無線放送、防犯、イベントなどの市政情報を14の配信カテゴリーに分類し、登録者の希望により選択された情報をメールにて携帯やパソコンへ配信する市メール配信サービスも行っております。

携帯やパソコンを常時使用できる状況でない市民の皆様には、緊急災害の情報伝達を補完する手段として、テレビ・ラジオなどで情報収集していただく方法や、遠方に住まわれている身内の方にもメール配信サービスを利用していただくよう、自主防災組織での防災講話などにおきましても周知を行っております。

今後も、市民の皆様へのより確実な情報伝達手段を調査・研究してまいります。

それと、今回の台風のとくに明るいうちに避難していただくということで、午前９時半、風が吹く前、雨が降る前に避難をしていただくような広報を行いました。そういった対応を海津市はとっておりますので、なかなか避難しづらい方々に対しまして、先に先に情報提供していくということで現在行っておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、避難誘導につきましては、本市では、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿登録台帳を整備し、同意された方につきましては、自治会長、民生委員・児童委員等、地域の支援者のお手元に台帳を配付してありますので、自治会や自主防災組織など、地域のネットワークによって支援をお願いしたいと考えております。

本市では、できる限り早期に高齢者等避難準備情報を発信するなど、効果的な発信に努めてまいりますので、特に要支援者の方は早目早目の避難をお願いいたします。

災害が発生した場合、被害の低減を目指す減災には、特に自助・共助が必要と言われております。共助には、ふだんから顔の見える関係が構築されていることが重要であり、安否確認を含む地域の防災活動は大変重要となりますので、自治会、自主防災組織などと連携強化を図ってまいります。

２つ目の災害時における避難生活に関することにつきましては、まず災害時のトイレの確保・管理計画を作成しているのかにつきましては、災害時のトイレの確保・管理計画、そのも

のは作成しておりませんが、トイレの確保につきましては、仮設トイレ40基、携帯トイレとして利用できる便袋1万5,740回分を備蓄しております。

また、「避難所運営ガイドライン」においてトイレの衛生管理について記載しております。

次に、避難所のトイレ数と最大想定避難者数とを比べて過不足数につきましては、最大避難者数の想定としまして、高須輪中全域が水没し、海津地域、平田地域の全住民が避難者となった場合には約2万人となり、全員が南濃町にある避難所に避難したと仮定しますと、避難者50人当たり1基として、災害発生当初は400基必要となります。南濃町地内の避難所全体の大便器数は男女合わせて276基ありますが、不足する分につきましては、備蓄しております仮設トイレや携帯トイレの使用、災害時における協定によるレンタル資機材・生活物資の供給、相互応援などで対応していきたいと考えております。

なお、市民の皆様には、上下水道が使用できずトイレが流せない状況では、自宅避難の場合でも携帯トイレとして利用できる便袋は有用でありますので、各家庭でも食料、飲料水と同様に防災備蓄品として備えをお願いしたいと思います。

2点目の人口減少対策として移住者支援をの御質問にお答えします。

六鹿正規議員の御質問にも答弁しましたように、本市の人口は、議員仰せのとおり減少し続けており、人口減少社会への対応は、全国的にも、また岐阜県下の多くの市町村においても重要な問題となっております。

岐阜県統計課が作成した資料では、本市の人口は2000年以降減少が進み、自然増減・社会増減ともにマイナスとなり、その値は拡大傾向にあります。

この統計課の資料による本市の特徴といたしましては、ゼロ歳から14歳の子どもが減少する一方、65歳以上の高齢者は増加、15歳から64歳人口は2000年以降減少しており、職業上や結婚等を理由として20代から30代の若者転出超過が多く見られます。また、住宅事情を理由とした転入は大幅に縮小しているとされています。

転出超過の理由として職業上や結婚等があり、このような状況に歯どめをかけるためには、雇用の拡大、子育て環境の充実等が必要であり、部署横断的に取り組んでいかなくてはなりません。中でも、移住や定住の促進を図るためのさまざまな支援策は重要であると考えています。

1つ目の移住者への家賃補助制度の創設につきましては、議員仰せのとおり、定住奨励金交付事業や結婚新生活支援事業を実施しており、単身若年層の方への支援対策としましては、昨年度、旧雇用促進住宅を取得し、ことし4月1日より市定住促進住宅として運用を開始しております。この定住促進住宅は、従来の市営住宅とは異なり、単身若年層の方も入居できる住宅となっており、家賃につきましても、近隣のアパート等と比較しても低く設定され、所得の少ない方も入居しやすくなっております。また、3階以上の上層階では減額がありま

すので、元気な若者にはぜひ3階以上に入居していただきたいと考えております。

しかし、県統計課の資料にありますように、住宅事情による転入者が減少していることから、家賃補助制度は人口減少対策として有効な手段であると考えられますので、先進地の事例を参考に調査・研究し、検討してまいります。

2つ目の移住者への起業支援金の創設につきましては、第2回定例会でも答弁させていただいておりますとおり、市商工会の経営指導員が一番身近な相談所として経営支援に特化しており、経営者からの相談に応じるとともに、市内・市外は関係なく起業支援も行っております。

また、頑張っておられる中小企業経営者、個人事業者、起業・創業を考えている方、後継者不足のため廃業を余儀なくされている経営者の方について大垣ビジネスサポートセンターによる相談を促し、商工会を初め、金融機関、専門家団体と連携を図り支援しているところであります。

それらに加えて起業支援金制度を創設することにより、議員仰せの海津市で起業してみようという一つの動機づけになり、移住定住対策や新たな雇用の創出のためにも有効な手段であると考えております。

現状では、起業に特化した支援事業はありませんので、移住者の増加、定住の促進はもとより、商工業の発展にも寄与すべく、移住者だけに限らず、新たに起業をされる方に対するさらなる支援策として起業支援金の創設を検討してまいりますので、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

以上、松岡唯史議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（飯田 洋君） 再質問ございますか。

〔3番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、まず災害時の避難情報の伝達方法と避難誘導につきまして、特に大雨によるものに絞って再質問させていただきたいと思います。

先ほど市長からの御答弁でもありました自主防災組織ですとか地域での防災対策の重要性というのは私もそのとおりだと、同感であります。

そこで、愛媛県大洲市三善地区の事例を7月26日付朝日新聞と8月5日付時事ドットコムニュースの記事をもとに紹介させていただきたいと思います。

この愛媛県大洲市三善地区では、今回の豪雨によって肱川という川が氾濫して3,000戸が浸水し、民家が屋根まで水没するなどしたんですけれども、自宅に取り残された方はおらず、死傷者はゼロだったとのことでした。

記事では、この要因の一つとしまして、ハザードマップをもとに地区独自の避難マップを作成したことを上げております。市が指定しておりました2カ所の避難所よりも細かく避難場所を話し合っただめて、最適な避難ルートを各自がマップに記入し、近隣に住む要支援者などを書き込む欄も設けられたそうです。また、マップとは別に持病とか常備薬などを記入する携行用の災害避難カードというものも用意したとのこと。

この記事から、自主防災組織や自治会などが日常からこうしたルールづくりなどの備えをしていることが重要だと感じますし、ルールに基づいた防災訓練をしておくことも必要だと思います。

また、行政としては、まずは地域への情報伝達を迅速に行うことと、地域での防災対策の手助けをすることが必要ではないかと私は考えます。

そこで、自主防災組織のリーダーなどへ直接情報伝達を行うことはできないのか。また、この事例のような地域で書き込める避難マップですとか災害避難カードのようなものを市が作成して、各自治会、自主防災組織に配布するなど、こうした取り組みを支援することはできないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（飯田 洋君） 危機管理監 白木法久君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（白木法久君） お答えします。

まず、自主防災組織に連絡をできないかということですが、市のほうではメール配信等でやっておりますので、基本的には御自分で情報をとるというふうな習慣づけを進めておりますので、そういった対応でお願いしたいというふうに考えております。

特に災害時には行政のほうもいろいろ忙しいというのもありまして、そこまで手が回るかどうかははっきりわかりませんので、災害情報については、やはり自分でとっていただくような努力をお願いしたいというふうに考えております。

それから、地区の防災マップの手伝いというようなことですが、市のほうでは、地区の自主防災会、もしくは自治会のほうから要望があったときには、出前講座というような形で防災講話とかをやらせていただいておりますので、そういったときに御相談いただければというふうに考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） ありがとうございます。

いずれも私が提案させていただいたことは難しいというか、今のところ、現状では考えてみえないというような御答弁だったと思うんですが、要するにメール配信とかというのは伝えることだと思うんですが、伝えるのと伝わるというのはやっぱり違うと思いますので、そのあたりのこととか、あと避難マップとかというのは先ほど言った愛媛県的事

例だけではなくて、岐阜県の可児市においてもそういった自治会が独自で防災マップなどをつくっておる、そういうケースも聞いております。ですので、私は、こういった大雨による災害が差し迫っているときというのは高齢者とか要支援者にどうやって伝えるかというようなことを考えた場合に、非常に有効な手段だというふうに思っております。そこから誰が誰を誘導するのかというのを役割分担を決めておいて、役割分担をもとにした避難訓練を行ってというようなことがふだんからされていれば、万が一のときにも死傷者を出さずに済むのではないかというふうに考えておりますので、市民の防災意識をさらに高めて、水害や土砂崩れが起こっても死傷者を出さない、そういった取り組みをぜひこれからもお願いしたいと思います。

続きまして、避難所のトイレ問題について再質問させていただきたいと思います。

先ほどトイレの確保・管理計画は作成されていないというような御答弁だったんですけれども、先ほど述べましたガイドラインによりますと、災害時における避難所のトイレの確保・管理は極めて重要な課題であるといったことを主張し、同時に市町村に取り組みを求めています。私もこの指摘については全面的に同意いたしますが、この取り組みへの必要性を共有して、トイレの確保・管理計画というものを今後作成していただくことはできないでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 危機管理監 白木法久君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（白木法久君） お答えします。

市長の答弁でも申しましたが、備蓄等のほうでトイレを確保させていただいて、また応援協定等、そちらのほうで対応していくというような内容、計画でおりますけれども、その計画そのものの策定について検討していきたいというふうに考えております。

〔3 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松岡唯史君。

○3 番（松岡唯史君） ありがとうございました。

人が生活する上で食料も当然重要ですけど、それと同じぐらい排せつすることも、先ほどからも指摘がありますように重要であります。避難所においてトイレが足りるのかということも当然ですけども、そのトイレがきれいかどうか、そしてその管理をどうするかといったことにつきましては、その場しのぎではできないことであると思いますので、計画をつくって、計画に沿って取り組んでいくことが重要なんではないかというふうに私は考えております。

携帯トイレについて先ほど御答弁の中で具体的な数字を上げられたんですけれども、先ほどのガイドラインをもとに計算すると、必要便袋数というのは、地震時の最大想定避難者数が約1万人とすると、人の1日の排せつ平均数というのは5回らしいんです。5回とすると、

1万人掛ける5回で、1日当たり5万枚必要になります。さらに、災害後3日間程度の備蓄をしていくことが望ましいというふうにガイドラインには書いてありますので、そうしますと、掛ける3日分で15万枚になるわけです。水害時で想定しますと2万人ということになりますので、倍の30万枚必要になってくるわけです。先ほどの御答弁では携帯トイレの備蓄数は約1万6,000枚ということでしたので、端的に言うと1日ももたない計算になってしまいます。言いかえますと、現状では1,000人分の携帯トイレしかないことになるんですけれども、このあたりのことを、足りるのかどうかを確認したいんですが。

○議長（飯田 洋君） 危機管理監 白木法久君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（白木法久君） お答えします。

今のは女性とか、大のほうの計算になってくるかと思うんですけれども、男性の場合の小便器に関してはこの数字に含まれておりませんので、スカイトイレとかいった、そういった男子用のものについてはそちらで対応できるというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） 済みません、ちょっとわかりにくいんですけど、小便器も災害時に置いて、水害が仮に起こったとすると使えなくなるのではないかと私は思っていたんですけれども、ちょっと教えていただけませんか。

○議長（飯田 洋君） 危機管理監 白木法久君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（白木法久君） お答えします。

20リッター程度入るポリタンクみたいなものに小便器がついたようなものを今備蓄させていただいております。

〔3番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） ありがとうございます。

そうしますと、そのポリタンクと携帯トイレ1万6,000枚を合わせて3日間分ぐらいは可能だという御認識でよろしいでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 危機管理監 白木法久君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（白木法久君） 3日間分を確保しておるということではございませんけれども、その中で相互応援とか、仮設トイレのほうもありますので、そういった中で対応していきたいというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） わかりました。

そうしましたら、その防災協定とか、そういった応援とかもあると思いますので、そういったことも含めてカバーしていくというような考え方だと思います。その上で、そうするためにも、やっぱり計画を持ってその管理をしていくということが必要だというふうに私は思っていますので、ぜひ計画の作成を含めて御検討をこれからしていただきたいと思います。

先ほど言われた仮設トイレとかの件についてお尋ねしたいと思います。

先ほど数字が出まして、400基必要だというようなことだったんですけれども、不足分については、御答弁の中では、さまざまな支援を受けながら、協定とかがあるものですから、そういった支援を受けながらカバーしていくよというようなお考えだということは聞いておるんですけれども、避難所におけるトイレの不足分を補充する一つの考え方として、先ほど橋本議員の質問の中でも取り上げられておりました車載トイレ、先ほどはトイレトレーラーというようなことも言われておりましたが、特に災害発生後の2週間とか1カ月という長期にわたりますと、そういった車載トイレだとか、仮設トイレとか、マンホールトイレというのが特に有効だというようにガイドラインには記載されております。

特に車載トイレというのは快適だということは私も聞いておりまして、私の聞いた限りでは、全国で富山県富山市、群馬県高崎市、愛媛県大洲市が導入しております。愛媛県大洲市では、大洲市の市会議員によりますと、車載トイレを2台導入されているそうで、もちろん今回の7月の豪雨のときのような広域災害では、2台ではとても足りないということだったんですけれども、ほかの仮設トイレなどと比べて快適だということと、あと平常時において使える。観光のイベントだったり、そういったものにも使えるということでメリットがあるというようなことを私は聞きました。

こうした車載トイレの導入も含めて、さまざまなトイレを組み合わせるなど検討していただいて、今後、避難所のトイレを充実させていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 危機管理監 白木法久君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（白木法久君） お答えします。

本市は今のところは、今、御答弁しましたように、仮設トイレ、携帯トイレのほうで備蓄をしておりますので、また今後の財政状況やトイレ事情、そういったものを研究してまいりたいというふうに考えています。

また、トイレカーにつきましては、平成28年に国が建設現場に設置する快適トイレの標準仕様というのを決定しまして、建設現場の男女ともに働きやすい環境とする取り組みで、ここを利便性と現場環境の改善を目的に、そのトイレカーを導入する民間企業が出てきております。そういった企業がそういったトイレを多く、それぞれの会社が持っていれば、

そういったものを現場に集結していただければ対応ができていくのではないかというふうに期待しております。

〔3 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松岡唯史君。

○3 番（松岡唯史君） ありがとうございました。

民間の力も活用するという趣旨だと思いますけれども、これまでも水害など、たびたび私ども海津市は悩まされてきたわけでありまして、これから、いつどんな災害が起こるかわからない状況であります。これまでの経験とか全国での事例とかを参考に、ぜひ行政としても万全の対策をとっていただきたいなというふうに思っております。

続きまして、移住者への家賃補助について再質問をさせてもらいたいと思います。

住まいにつきましては、持ち家志向の方も、そうでない方もお見えになると思います。また、両親とともに住みたいという方も、親元を離れて住みたいという方もお見えになるだろうと思います。ただ、現実的には、非正規雇用者の増加などによりまして収入が20年前の若者と比べて減少傾向にある中で、将来を見通せない不安定な若者が増加しているのではないのでしょうか。こうした中で、家を建てたくても建てられない、または収入に対する住居費の負担割合が増加していると考えられます。

本市におきましても、単身者向けの家賃相場は四、五万円と聞いておりまして、これに共益費とか駐車場代を加えると、なかなか収入が多くない中で住居費負担が重くのしかかってくる実態が浮かび上がってきます。

一方で、平成30年6月に国土交通省が公表しました国土交通白書の概要によりますと、三大都市圏に住む各世代のうち、特に20代の4人に1人が地方移住に関心があると記述されています。

先ほど述べましたように、岐阜県によりますと、実際に移住してきた方の年齢構成は30代以下が74%を占めていますので、つまり移住者対策として取り組むべき対象は、間違いなく20代、30代の若者であります。ですから、移住したいとは考えるものの、以前と比べて収入も減って不安定な若者に対する有効なアプローチとして、「若者」「単身者」「移住者」をキーワードとした家賃補助の創設を検討してもらえないだろうか考えた次第でございます。

ここで一つ事例を紹介させていただきますと、北海道三笠市では、若者世帯及び単身世帯の転入促進によって市の活性化を図るためとして、賃貸住宅に居住する有職の40歳未満の単身者に対して、月額上限2万円を3年間補助しております。なお、助成金は、地元の商品券で交付されております。

また、同市のホームページによりますと、この家賃補助制度の導入前後の転入人口を比べてみますと、転入人口は増加傾向にあって、平成22年の246人に対し平成28年は329人と、83

人増加しております。ですから、この制度が全てではないでしょうけれども、効果があるものではないかと私は考えます。

こうした事例も踏まえまして、今後、御検討いただけるということなんですけれども、具体的な構想等がございましたら教えていただけますか。

○議長（飯田 洋君） 企画財政課長 近藤三喜夫君。

○総務部企画財政課長（近藤三喜夫君） 若い单身の方の施策につきましては、現在、まだ検討に向けて取り組んでおりませんが、今後、先ほど答弁にもありましたように調査・研究、他の自治体の事例を踏まえまして検討してまいりたいと思っていますので、よろしくお願いします。

〔3番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） ありがとうございます。

なかなか難しいような御答弁をされるかなと思っていたんですけど、非常にうれしいでございます。

次に、移住者起業支援金の創設に係ることについて、これも事例というか、紹介させていただいた上で私の質問を終わらせていただきたいと思うんですけども、なぜこのような提案をさせていただいたかといいますと、いかに本市に移り住んでもらうかということを考えた場合に、仕事があるのかということも大きな要因の一つだと私は考えるからです。本市での雇用創出を考えた場合、企業誘致という手法もあるかとは思いますが、企業誘致は、規模も大きくて即効性もあって、地域に活力をもたらすと思われることから否定するつもりはありません。ただ、多くの自治体が誘致に努めていることや、土地の規制などによってなかなか思うように進まないと聞いております。また、誘致した企業の業績などによっては、補助金、減税などのコストが回収できなかったり、従業員が解雇されたりするリスクも指摘されておるところです。

一方で、起業支援といいますと、一般的に規模が小さくて、事業が軌道に乗るにも時間がかかります。しかし、仮に事業が軌道に乗れば、事業拡大に伴う雇用創出も考えられますし、特に移住者の創業であれば定住することにもつながります。つまり、地域から仕事や人を生み出すことができるのではないかと考えます。また、市内の商店街に新しいお店ができれば、その商店街の魅力とか活力のアップにもつながるのではないのでしょうか。こうしたことから、今回、このような提案をさせていただいたわけであります。

さらに、平成29年12月の内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局による「移住・定住施策の好事例集」を見てみますと、好事例として挙げられている自治体の中には起業支援をしているところもあります。各自治体によって特性や環境などの条件が異なるので、その事

例がすぐさま本市に生かせるというわけではないと思いますが、好事例集の中で特に気になったのは、石川県七尾市の取り組みであります。この市では、「ななお創業応援カルテット」という金融面を含めたきめ細かい創業支援体制をして、4年弱で何と59件の創業を実現しているそうです。こうした事例をもとに、先ほど御答弁いただきましたように御検討いただけると幸いです。

こうした今回の提案は、移住者への起業支援金という起業時の支援金の支援ですが、資金面だけではなくて、本市の産業とのマッチングですとか、本市の資源を生かした新たな産業の創出、さらには空き家の活用など、幅広い支援が望まれると思います。

いずれにしても、人口減少社会において、この社会とどうやって向き合っていくかが問われていると思います。今回提案の移住者に対する住まいへの支援、仕事への支援も含めて、人が入ってくるような魅力あふれるまちをどうやってつくっていくのか、総合的かつ具体的に御検討いただくことをお願い申し上げまして、私からの一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（飯田 洋君） これで松岡唯史君の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 誠 君

○議長（飯田 洋君） 続きまして、6番 伊藤誠君の質問を許可します。

6番 伊藤誠君。

〔6番 伊藤誠君 質問席へ〕

○6番（伊藤 誠君） 議長から質問の許可をいただきましたので、私からは1点だけ、土地の所有者不明化につきまして、これは非常に範囲が広うございますので、主に相続未登記の問題について御質問をいたします。

近年、地方から人が減り、地価の下落傾向が続く中、土地所有者の居どころや生死が直ちに判明しない細切れの土地が点在し、地域の土地利用を阻むという、いわゆる土地の所有者不明化問題が叫ばれています。この問題が公共事業用地の取得や災害復旧、また農地の集約化や耕作放棄地の解消などを進める上で支障となる事例が各地で報告されています。

最も身近な例が空き家です。国土交通省によると、昨年3月時点で空家等対策特措法に基づく代執行、これは行政による空き家の強制撤去のことですが、代執行の実績が11件に対して、所有者不明の場合に行う略式代執行は35件あったそうです。所有者がわからないケースは、撤去費用の回収はできず、税金で賄うことになります。

また、別の自治体向けアンケート調査では、回答した157団体のうち、空き地・空き家問題が解決しない理由として所有者の特定が困難を上げた自治体が最も多く、全体の85%に上ったそうです。

本市においては、昨年12月、海津市空き家等の適正管理に関する条例を定め、本年3月には、海津市空き家等対策計画を策定して空き家対策を進めていますが、残念ながら所有者不明化に関する記述はどちらにもありません。

そこで、まずお尋ねをいたします。

海津市空き家等対策計画によると、本市の空き家棟数は488棟としていますが、この中で所有者が不明、また所有者が特定できない空き家はあるか。あれば、何棟で、それらに対する今後の方針は。

空き家に限らず土地所有者の所在や生死の行方がわからなくなる大きな要因に、相続未登記の問題があります。相続登記は義務でないため、相続登記が行われなければ不動産登記簿上の名義は死亡者のまま、実際には相続人の誰かがその土地を利用しているという状態になります。そのまま世代交代が進めば、法定相続人はネズミ算式にふえ、登記情報と実態がかけ離れていることになります。

ある人口約1万5,000人の自治体での県道をつくる際の用地取得で3代にわたって相続登記がされていない192平方メートルの土地について、担当者は、最終的に約150名に及ぶ相続人を特定した例もあるそうです。

道路建設に限らず農地の集約化でも、災害復旧でも、相続未登記の土地の権利移転に必要な手続は基本的に同じです。国土交通省は、所有者の所在の把握が難しい土地は、私有地の約2割が該当すると考えられ、相続登記が行われないと今後も増加する見込みとしています。

これらの問題に関する本市の実態等について、以下お尋ねをいたします。

住宅地及び農地それぞれにおいて、相続未登記で土地の所有者が不明、あるいは特定できない土地の割合は。

これまでに土地の所有者が特定できないことによって問題が生じたことがあるか。ある場合、具体的にどんな問題か。さらに、今後、新たにどんな問題が生じると予想されますか。

土地の所有者不明化問題に関して現在取り組んでいる対策、あるいは今後取り組もうとしている対策はありますか。

最後に、死亡者課税についてお尋ねします。

これは相続未登記の事案に対し、税務部局による相続人調査が追いつかず、やむなく死亡者名議で課税を続けているものです。本市における死亡者課税の納税義務者に対する人数比率は把握できていますか。死亡者課税の比率の今後の増減予想、またその理由をお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田 洋君） 伊藤誠君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 伊藤誠議員の土地の所有者不明化についての御質問にお答えします。

議員仰せのとおり、所有者不明の土地は、九州本土より大きく、その所在や面積が把握されていない現状について紙面に掲載され、記憶に残っていることと思います。所有者不在の多くは相続未登記による要因が大きいとされ、相続登記は義務でないことにより、真の相続人を特定するには容易でないこと、またこれより全国的に事業等に支障を来すおそれを危惧するものであります。

1点目の海津市空家等対策計画によると本市の空き家棟数は488棟としていますが、その中で、所有者が不明、または所有者が特定できない空き家はあるか。あれば、何棟で、それらに対する今後の方針につきましては、相続人不存在、所有者の所在不明等の棟数は、平成28年度実施しました空家等実態把握調査では7棟であります。

なお、空き家の所有者情報においては、空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、法第10条第1項で固定資産税の課税情報において、空家法の施行のために必要な限度において、その保有情報を内部で利用できることとされたことから、問題が生じた空き家については、その都度、所有者の特定において税務担当部局と連携し、対応してまいりたいと考えております。

2点目の相続未登記問題についての本市の実態等の質問にお答えします。

1つ目の住宅地及び農地それぞれにおいて相続未登記等で土地の所有者が不明、あるいは特定できない土地の割合につきましては、固定資産税の平成30年度当初課税の免税点以上の面積の住宅地につきましては、総面積が949万8,970.98平方メートル、このうち相続人不存在、所有者の所在不明等は1万3,536.57平方メートルとなっており、全体の0.14%となっております。

次に、農地につきましては、田畑の総面積は3,723万8,938.66平方メートル、このうち相続人不存在、所有者の所在不明等は2万65.44平方メートルとなっており、全体の0.05%となっております。

2つ目のこれまでに土地の所有者が特定できないことによって問題が生じたことがあるのか。ある場合、具体的にどんな問題か。さらに、今後、新たにどんな問題が生じると予想されるかにつきましては、本市におきましては、道路や河川事業及び農地の集約化において所有者が特定できないことによる問題が生じたことはありません。

また、今後、新たに生じる問題につきましては、例えば公共事業のために取得しようとする用地が過去から相続登記がされていないことにより相続人が多数となり、そのうち一部の相続人が特定できないため、用地の取得に多大な時間と労力を要することが予想されます。

3つ目の土地の所有者不明化問題に関して現在取り組んでいる対策、あるいは今後取り組

もうとしている対策はあるのかにつきましては、地方税法第343条第2項に所有者として登記、または登録されている個人が賦課期日前に死亡しているときは、土地または家屋を現に所有している者を所有者と定められており、そのため、所有者がお亡くなりになられた際には、相続人代表者指定届を提出していただき、相続登記がされるまでの期間、相続人代表者に対して被相続人に係る固定資産税を賦課し、通知等をしております。

相続人代表者指定届が提出されていない場合は、税務課において戸籍調査を実施し、法定相続人を把握した段階で法定相続順位の高い相続人や、海津市内在住の方を相続人代表者に指定し、通知をしております。

今後につきましては、国において相続登記の義務化等の法整備が進められており、登記簿と戸籍の連携等が行われる計画であると伺っておりますので、関係機関との連携を図ってまいります。

4つ目の本市における死亡者課税の納税義務者に対する人数比率は把握できているか、5つ目の死亡者課税比率の今後の増減予想は、またその理由につきましては、所有者がお亡くなりになられた際、相続登記がされるまでの期間は相続人代表者を所有者とみなし、課税しております。また、相続人不存在の場合は、民法第951条に従いまして相続財産は法人としており、例えば海津太郎氏がお亡くなりになられた場合は、「海津太郎」氏から「亡海津太郎相続財産」という法人名に名義変更して課税しております。

このことから、相続人代表者、または相続財産法人に課税しておりますので、死亡者への課税はございません。

また、今後の問題としましては、近年は相続放棄される方もふえてきておりますことから、相続財産法人として管理していかなければならないケースが年々増加していくことが予想されますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、伊藤誠議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（飯田 洋君） 再質問ございますか。

〔6番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 伊藤誠君。

○6番（伊藤 誠君） 土地の所有者不明の問題はきょうに始まったことではなくて、昔から当然あったわけですが、近年、この問題が顕在化してきた要因として幾つか考えられます。一つは、団塊の世代が70代を迎えておりまして、大量相続時代がやってきたということがまず一番大きいんじゃないかというふうに思います。昔の家督相続時代から均分相続制度が変わってから70年がたちまして、均分相続によるものの代がわりの時期が均一に来ているということもあろうかと思えます。それから、地方から都市へ人が移動し、土地の愛着、執着が薄れてきているということも大きな原因だろうというふうに思います。また、農地の

相対的価値が低下したことや、農地が所有から利用という農地制度へ変化して、土地持ち非農家というのが随分ふえたことも大きな要因ではないかというふうに思います。

現行にあります土地制度といいますのは、これは当然明治の時代にできたわけですが、右肩上がりの高度成長時代に調整されて、また補完されたものでございまして、過疎化とか人口減少とか、そういった諸課題を想定したものではないと。そういった社会変化のはざままで拡大をしてきたわけですので、当然のことながら所有者不明化問題は、こういったことを考えると、一朝一夕に解決できる問題ではないなあということが言えると思います。

現制度では、問題が起こる背景としまして、土地所有に関しますいろんな情報基盤といいますか、例えば不動産登記簿であったり、固定資産台帳であったり、農地台帳であったり、これはそれぞれ目的別につくられておりまして、一元的に情報として把握できるシステムにはなっていないということが非常に大きな要因ではないかというふうに考えております。

国土管理となる地籍調査でございますが、これは1951年から調査を開始したというふうに聞いておりますが、進捗率は、いまだどうも5割程度だというふうに聞いておりますので、これも非常に先が長い、先が見えないことではないかなあというふうに思っております。

農地や山林はもらっても負担になるだけで、相続人間で押しつけ合い、無理に登記を勧めるわけにもいかないというような現状もございます。

国においては農地に関しまして平成35年度までに全農地の8割を担い手に集約するという目標の一つ掲げて進めているわけですが、これは平成28年で54%、これを平成35年までに8割まで持っていこうという動きの中でいろんなことをやっているわけですが、貸借が困難な相続未登記農地の存在が非常に足かけになるようでございまして、そんなことで国としましても、平成28年に農業委員会を通じまして実態調査を行っております。相続未登記の土地がどの程度あるのかというようなことを基本に実態調査をしました。その中で、おおむね2割程度の相続未登記地があると。その中で、多くは事実上の管理者がいたり、また固定資産税も相続人の代表の方が支払われたりして、これは大きな問題にはなっていないということでございますが、先ほど市長の答弁にもありました、農地の所有者不明の割合が0.05%だという御答弁をいただきましたが、これは恐らく税法上、固定資産税が徴収できない、簡単に言うとそういう部分が0.05%だというふうに思いますが、本市でも平成28年に農業委員会を通じて相続未登記地がどの程度あるのかということも、そういったことを中心に実態調査を行った結果がある程度判明しているんじゃないかと。もし、相続未登記地がどの程度あるのかということがわかれば教えていただきたいと思います。農地に関してで結構でございます。

○議長（飯田 洋君） 農業委員会事務局長 石原敏彦君。

○農業委員会事務局長（石原敏彦君）　ただいま伊藤議員の御質問でございますが、まず平成28年度に農林水産省で全国的に相続人登記、農地等の実態調査という形で調査がありました。そこで、ここで報告した数値でございますが、これには2通りの抽出方法によるものでございまして、1つは相続未登記、これは当市の農地台帳、ここで所有者が死亡といった形を年1度照合、税務課のほうと住基等と整合しておりますので、この数字で死亡、これが筆数といたしましては2,757筆、面積は253ヘクタールといった形でございます。

ただ、抽出方法が2通りございまして、2つ目は所有者が市外在住、これにつきましては相続未登記のおそれがある土地といたしまして、当然生存されてみえるんですが、死亡等で未登記が市外でございますので、そういった形も抽出いたしまして、その筆数といたしましては1万3,195筆、面積は596ヘクタールでございまして、この2つの合計数字を足しましたのが849ヘクタール、これを当市の耕地面積3,720ヘクタールで割り戻しますと、これは全国平均と似通っておりますが、相続未登記農地及びおそれを含む農地の最大値として当市は22.8%という数値になっております。

先ほど議員もおっしゃられましたが、市長の答弁については税務課のほうで所有者が判明しないのは0.05%が農地、これについては相続がこの時点でされていないといったことでございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（飯田　洋君）　伊藤誠君。

○6番（伊藤　誠君）　ありがとうございました。

そういったことで多少、やっぱり相続未登記の土地が2割前後、実際にはあると。これが本市が今困っているとかということではございませんが、未登記問題もこれから将来、いろんな問題が発生することになるかと思います。

本市では、答弁の中にあつたように、特にこの問題で現時点で困った問題が生じているということはないわけでございますが、いろいろ全国からいろんな情報が入っていて、本市はないということは非常に結構なことではございますが、それは逆に考えますと、相続未登記の問題が今後大きな問題に発生するということに対する対応が出来る、困っていないものですから出来るという一つの要因にもなるのではないかということも、逆に言えば考えられるわけでございます。

民間の調査、これは地方自治体に対して行った調査でございますが、土地の所有者が特定できないことによって生じた問題として地方自治体にいろいろ調査をしておるわけですが、固定資産税の徴収が難しくなったと答えた自治体が、実際、回答をいただいた自治体の中で50%以上は固定資産税の徴収が難しくなったというふうに答えています。それからもう少し、3割程度の自治体が答えた要因として、老朽化した空き家の危険家屋化した土地が放置され、

荒廃が進んだ。そういった問題がいろいろ全国から寄せられているというのも、これも事実でございますので、本市が今現在のところ、そういった問題が発生していないというのは非常にありがたい話でありますけれども、これは近い将来発生するということも当然予測されるわけでございますので、それに対する備えというのは必要じゃないかというふうに思います。

それから、死亡者課税についてお伺いしましたが、これも先ほどの調査の中で聞いております。全国の自治体に対して聞いておるわけですが、死亡者課税について、これは死亡者名義の課税ということで調査しましたところ、実際にあるかないかで調査しましたら、「ある」と答えた自治体が16%、「ない」と答えた自治体が1%、「わからない」と答えた自治体が83%でございました。当市はないというふうにお答えをいただいておりますが、わからないと答えた自治体は、恐らく所有者の生死を正確に把握することが困難だということで、多分わからないというふうにお答えになったんだらうと思いますが、これは私も本市がないとお答えになったのは非常にちょっと違和感がありまして、実際には把握できないというのが正しい答えではないんだらうかと。

じゃあ、実際に今、固定資産税を課している名義の人が全員生きていることを確認したのかというと、これは恐らく確認できない。今の現システムでは、今の市の他人が登記とか、これは勝手にすることは恐らく不可能だろうというふうに考えていますので、これはわからないというのが正しい答えではないかなというふうに勝手に私は思っているわけでございます。

で、わからないと答えた中でも、今後ふえると思うかということ、80%以上の自治体が恐らくふえるというふうに答えていらっしゃる。それは相続未登記の問題であったり、自治体外に在住の方の所有者の生死が、死亡状況がこれは把握できないというふうに答えていらっしゃる。

それから、相続登記は、親族関係の希薄化に伴う遺産分割協議の困難化ということも述べられております。

ただ、死亡者課税につきましては、これはこれで、この件をまた論議しますと非常に時間もかかる問題でございますので、今回はこの件につきましてはこの程度にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

先ほど冒頭に触れました空き家の問題でございますが、これも全国的にはいろんな情報が寄せられておりまして、老朽危険度が高い空き家ほど所有者不明の場合が多いということも事実でございます。また災害の場合におきまして、2016年の熊本地震によりまして熊本市内だけで所有者に連絡がつかず、地震で傾いた空き家の解体ができない事例というのが市内だけでも50件を超しているというふうに報告されております。

また、長野市では、市内に空き家が実質8,000戸ありますけど、そのうち5,000戸の所有者がわからないというような極端な例もあるようでございます。

そこで、いろんなこと、前置きを申しましたが、要するに相続登記をすることによって未然にこういった問題を、本市の場合も今はないからいいんですけれども、相続登記をできていない部分が非常に多い。今後、ますますふえるだろうということで、相続登記をしていたことがこういう問題を未然に防ぐんだということを市民と、やっぱりその情報を共有していただくというか、市民にもそういったことを働きかけていただくということが非常に重要ではないかということで今回の質問をさせていただいております。

答弁にもあったかと思いますが、相続登記は義務ではなく任意でございますので、つまり期限とか罰則はありません。土地の利用者は、相続登記をしなくても困らないという一つ要因がございまして、法務省が調べた結果では、最後に相続登記が行われてから50年以上経過しているものが大都市では6.6%、また中小都市とか中山間地では26.6%、やっぱり最終相続登記から50年以上たっているのが26.6%ある、恐らくその中には未登記のものもあるだろうということでございます。

国の対策として、拡大防止策として、法務省では2017年に「未来につなぐ相続登記」という標語を掲げまして促進活動を行っているわけでございますが、2017年、昨年の5月から法定相続情報証明制度の運用が開始されております。相続手続といいますと、亡くなられた方と相続人全員の戸籍謄本を集めたり、土地に関する書類を集めたり、役所や法務局へ何度も足を運んだりが必要でございまして、土地に関してはこのように煩雑な手続と手間となることから、当面困らなければ相続登記を放棄するケースも多いわけでございまして、そこで、これらの手間とか金銭的負担を最小限に相続手続を推進する目的で法定相続情報証明制度という運用が始まっております。

これは私ごとでございしますが、私も10年ちょっと前になりますが、相続登記を実際自分の父親から引き継いだときに、農地も宅地もありますが、法務局へ何度も足を運び、また役所へも何度も足を運ばせていただきまして相続登記をしたわけでございますが、そのときは当然、今の法定相続情報証明制度というのはございませんでした。今から考えますと、そのときにこの制度があれば、私ももう少し楽に相続登記ができたのになあというふうに今感じておりますが、今、本市の窓口といいますか、市民課になるのか、どこかわかりませんが、例えばこういう相続関係の問い合わせがあったときに、法定相続情報証明制度の御案内とか、実際にこの御利用になった実態とか、今現状はどのような形でこの制度の扱いがなされていきますでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） お答えします。

法定相続情報証明制度につきましては、死亡届時に御家族がお亡くなりになったときの相続等を一覧として、チェックリストをそれぞれお渡しさせていただくわけです。その死亡届は、すぐに届け出だけを済ませる方が非常に多いございまして、そこで全て済ませる方は非常に少ないわけですが、その折に、このチェックリストと同時に、今、議員がおっしゃられました、このチラシをお渡しさせていただいておるところでございます。

実際に、市内の方がどれだけ利用されたかというのは、正直申し上げて把握はできておりません。法務局に問い合わせはさせていただいておるところですが、大垣法務局管内で一月平均で20件ほどの方が利用されておるといふふうに聞いております。以上です。

〔6 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 伊藤誠君。

○6 番（伊藤 誠君） ありがとうございます。

ぜひ、今後ともこの制度を有効に活用していただけたらありがたいなあというふうに思っております。

それから、土地の所在の把握につきましては、国交省が中心となりまして、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」ということが示されております。これは平成28年3月に運用が開始されて、昨年、たしか春に改定になっているんじゃないかと思いますが、これは所有者の所在が難しい土地とか、そういったこと、本市でもいろんな業務に当たっていただくための指針となるガイドラインでございますが、A4で二百数十ページになるものが示されておるわけですが、ここの第7章に所有者の所在の把握が難しい土地を増加させないための取り組みというような項目で幾つか紹介がされております。

その中で4項目ほどに分けていろいろ事業が紹介されているわけですが、まず相続登記と所有者届け出の促進として4つほど紹介されております。そのうちのひとつとして、死亡届受理時等におけるきめ細やかな対応ということで、全国の成功例といいますか、幾つか紹介をされております。総合窓口課を設けたり、あるいは死亡手続に特化した窓口を設けたり、市内の葬儀関係者へ諸手続一覧表を配付して、葬儀関係の業界からも手続の推奨をしていただく、案内をしていただくというようなことも取り組んでおられる大分県の別府市等の例もございます。また、総合窓口を中心としたワンストップサービスとか、いろいろな例が紹介されております。

その中で岡山県の鏡野町、これは主たる部局が関係課と情報共有することによってワンストップで手続ができることを行っているわけですが、実際にその死亡届に伴う手続には、住民票であったり、年金であったり、保険であったり、また土地を相続した場合には法務局における相続手続であったり、いろいろするわけですが、その中でワンスト

ップである程度の情報が確保できてスムーズに相続登記ができる。実際には、役所でできる手続はするけど、相続登記はちょっと後手になってしまっていて放置するという例が実際には多いわけでごさいます、そういったことも含めてワンストップでいろんなことを案内できるというような試みもされておるようですが、この岡山県鏡野町のガイドラインというのは恐らく市内でも共有されているというふうに思いますので、このガイドラインの岡山県の例、主たる部局が関係課と情報共有することによるというのは、これは私、とりあえず現実的な方法として、この中の情報を考えて本市なりにアレンジしてやっていただくというのは非常に有効な方法ではないかと、私、個人的には考えているんですが、ちょっとお考えをお聞かせいただけないでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） お答えします。

先ほどお話をさせていただいたところですが、御家族がお亡くなりになったときの手続という部分で、このチェックリストがございます。私どもはワンストップで事ができるという体制ではございません。しかし、一つずつ、国民健康保険から税の問題、それから農地を持っているか、固定資産税はあるかというようなリストがここにございまして、いわゆる手続の窓口が1階から順番に上がっていけるような順番で書いたものをチェックリストとしてお渡しさせていただいているというところがございますので、完全にワンストップ窓口というのが一番理想ではございますが、現状はこういった形での御案内をさせていただく中で、それぞれが情報共有をしていくということが重要であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔6 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 伊藤誠君。

○6 番（伊藤 誠君） 届け出の促進の中の一つは、死亡届受理時の対応を今御紹介させていただいて、御答弁もいただきました。

それから2つ目は、所有者がどうしても、やっぱり土地に関してはふだん余り関心を持っていないという場合も多うございまして、土地への関心が高まる機会を活用した方策として固定資産税の課税明細書、これは毎年4月でしたかに送られると思いますが、この中に未登記地、これは相続が未登記ですよというのは、未登記地にはそういう表示をすることによってかなり登記の確率が上がったという報告もされています。これは富山県南砺市あたり、ほかからも報告されているんですが、こういった方法であつたり、あるいはまた、せんだって御報告いただきました、私も以前に一般質問で提案させていただきましたエンディングノート、本市も民間の業者に御協力をいただいてエンディングノートを作成していただいて、夢プラン講座というのは老人会を中心に開催をしていただくようでございますが、そういっ

た折、そういった相続に関して関心のあるときに、こういったこともあわせて御紹介いただくことによって市民に対する認識も深まるのではないかという、こういう所有者の土地への関心が高まる機会を利用した活用、今の固定資産税課税明細書、それからエンディングノート、この2つについて市の考え方もひとつ御答弁いただければと思います。

○議長（飯田 洋君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） まず、課税明細のほうについてお答えさせていただきます。

当市におきましても固定資産税の課税明細書を送付させていただいております。その中に未登記という表記はしておりませんが、それぞれ所有者ごとに明細書を出しておりますので、それをごらんいただければ、名義が違っているものは登記がされていないということがわかりいただけるものと理解しております。

○議長（飯田 洋君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） 夢プラン講座のほうでございますが、エンディングノート自体には法的な効力はございませんけれども、その説明をする折に、中には財産に関するものの記入事項もありますので、それをきっかけに、相続を含んだ所有者の不明問題についてわかりやすく周知していけたらなというふうに思っております。

〔6 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 伊藤誠君。

○6 番（伊藤 誠君） そういった機会を利用して周知をしていただくということで、それで大丈夫かなというふうに思います。

それから3つ目でございますが、専門家と連携した相談窓口の設置による相続登記の促進ということ、これは司法書士さんあたりと連携をしまして、月に1回とか、定期的にこういった相続に関する相談窓口を、無料で窓口をサービスで設けるというようなこともいろんな成功例として挙げられておりますが、こういったことについてのお考えについてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯田 洋君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） 司法書士の相談会ということは、今時点ではちょっと考えておりませんが、一応市民環境部長が答弁させていただきましたように、死亡届のときにこの制度の案内をさせていただいております。その中に相続に関する登記についての御相談については、岐阜県の司法書士会、岐阜地方法務局、そして岐阜県土地家屋調査士会、それぞれに相談してくださいということで御連絡させていただいておりますので、そちらのほうを御利用いただくように勧めさせていただきたいと思っております。

〔6 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 伊藤誠君。

○6番（伊藤 誠君） ありがとうございます。

いずれにしても、この問題は本市だけでどうこうできる問題でもないような部分も多いございまして、当然法務局等、いろんな部局と関係し合って進めていかなければ問題だということは認識しております。

そんな中で、国のほうも当然そういった問題について、法務局との連携という部分についても法制化に向けて今進んでいるところだというふうに認識をしておりますが、国の制度を待つのではなくて、本市にできる相続未登記に対する対策というものを、やっぱりできる範囲でしていくということが、当面、将来に起こり得る問題に対して未然に防げる、できることではないかなということで御提案をさせていただきました。また、御答弁もいただきました。今後ともよろしく願いをいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（飯田 洋君） これで伊藤誠君の一般質問を終わります。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

（午後0時32分）

○議長（飯田 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時29分）

◇ 藤 田 敏 彦 君

○議長（飯田 洋君） 11番 藤田敏彦君の質問を許可します。

11番 藤田敏彦君。

〔11番 藤田敏彦君 質問席へ〕

○11番（藤田敏彦君） 議長の許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は1点、自動車改定免許制度にどう対応するか（消防ポンプ自動車）、質問相手は市長であります。

質問内容、日ごろは消防団員、消防署職員の皆様には、海津市の安心・安全のために御尽力をいただきまして感謝申し上げます。

さて、平成29年3月12日に改定新免許制度が施行された。従前は、普通免許で5トン、中型免許で11トン、その上は大型免許の車両重量まで運転可能であった。今回の新制度では、最大積載量2トン、車両総重量3.5トン以下になった。つまり、現行消防団のポンプ車は、最大積載量が2トンを超えたため、改定普通免許では運転が不可能になった。ゆえに新型消防ポンプ（普通免許対応車）へ車両を交換するのか。新制度では、中型免許の間に準中型免

許が加入された。準中型免許を新たにする方向へ進めるのか。運転できる団員は限られてしまいます。

8月5日に郡上市めいほうスキー場にて第67回岐阜県消防操法大会が行われた。我が市のチームは、惜しくも上位の入賞を逃しましたが、大変な猛暑の中、御苦労さまでした。会場であるメーカーが普通免許対応、車両総重量3.5トン未満（多目的消防ポンプ自動車）が展示しており、説明を聞きました。なかなかコンパクトで、従来のモデルより進化しているように見えました。よく見かける宅急便とかコンビニへの配送車などのトラックのイメージとのことです。

さらに、ポイントとなるのが年齢制限である。準中型自動車免許制度では、小型貨物自動車などに限定した新区分として新設されます（2トントラック用）、現行の制度では中型自動車（車両重量5トン以上11トン未満）は、20歳以上、かつ経験が2年以上でないと取得することができない。高校新卒者の雇用促進につながります。

普通免許を取得していない状態で最初から準中型免許を取得するには、自動車学校の教習時限は42時限必要、団員の免許取得、新規の団員に加入してもらうために自動車学校の教習料を補助してはどうか。

また、多目的消防ポンプを順次購入するのかどうか。

火災緊急時に新制度に対応していない免許証の団員が運転して、事故でも起こしたら大きな問題になります。市長のお考えをお聞きいたします。

○議長（飯田 洋君） 藤田敏彦君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 藤田敏彦議員の自動車改定免許制度にどう対応するかの御質問にお答えします。

藤田議員の質問にもございましたが、8月5日に開催された第67回岐阜県消防操法大会へは、私も応援に行き、惜しくも入賞を逃した操法を間近で拝見いたしました。市操法大会から厳しい訓練を繰り返し、優勝が狙えるところまで仕上がっていると伺っていただけない、消防団の皆さんの御苦労が目の目を見なかったのは大変残念でした。しかしながら、ことしの猛暑の中、毎日訓練をして培った精神力とチームワークは、本市の安心・安全に大きく寄与してくれるものと信じております。

1つ目の団員の免許取得、新規の団員に加入していただくために自動車学校の教習料を補助してはにつきましては、改定免許制度が施行され、平成29年3月12日以降に普通免許を取得された方は、車両総重量3.5トン以上、最大積載量2トン以上の車両を運転することができなくなりました。現状の消防団車両で改定免許制度での普通免許で運転できない車両は、

可搬ポンプを積載した普通積載車両や軽積載車両36台を除く、消防ポンプ自動車13台が該当してまいります。

議員仰せのとおり、準中型免許が必要な団員が誤って運転することがないように、早急に団員に改正となった免許制度を周知するとともに、車庫内や車両内の目につくところに注意喚起する文章を掲示して対応してまいります。

ただし、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例では、消防団員の資格要件として、当該消防団の区域内に居住し、または勤務する者、年齢、20歳以上の者、ただし保護者の同意がある場合は18歳以上とする、志操堅固で、かつ身体強健な者と定めており、運転免許の取得条件は、資格要件としての規定はありません。

2つ目の多目的消防車を順次購入するのかにつきましては、消防団車両の長期整備計画の中で老朽化に合わせ順次更新する計画としております。

今後、消防団活動において準中型免許の取得者が不足し、消防ポンプ自動車の運用に支障が出るような事態になれば、免許取得、限定解除等の補助金の創設及び改定普通免許で運転可能な消防車両への更新等について検討したいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、藤田敏彦議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（飯田 洋君） 再質問ございますか。

〔11番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 藤田敏彦君。

○11番（藤田敏彦君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、先ほど市長もお答えになりました消防団の今の台数は13台ということですね。それで、一般的にこの車両の耐用年数は27年とかと聞いておりますが、これは今でも変わりはありませんか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（飯田 洋君） 消防長 伊藤定巳君。

○消防長（伊藤定巳君） 藤田議員の消防団車両の耐用年数についての御質問にお答えします。

現行、消防団車両の耐用年数につきましては、基本的に27年を経過したところで更新するという長期計画のもとに運用させていただいております。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 藤田敏彦君。

○11番（藤田敏彦君） 27年、間違いないと思いますが、ちょっと飛躍して、一般的な公用車というのは購入時から何年経過すると交換するとか、もちろん走行距離が何万キロとか、そういうものの決めというのはあるんでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（飯田 洋君） 総務課長 近藤康成君。

○総務部総務課長併選挙管理委員会事務局書記次長（近藤康成君）　ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

一般的な総務課が管理しております車両におきましては、今現時点では、13年、10万キロを基準にさせていただいておりますけれども、当然、それ以上の車も今保管させていただいております。

〔11番議員挙手〕

○議長（飯田　洋君）　藤田敏彦君。

○11番（藤田敏彦君）　ありがとうございます。

それでは、これは私、この前、このパンフレットをもらってきたわけですが、また消防長にも、持ってみえるかと思いますが、後でお渡しをいたします。

それでは、新型消防車両、車両総重量3.5トン未満について、メーカーにちょっとお尋ねをいたしました。まず、1台当たり1,500万円だそうです。それにオプション部品をいろいろつけますと2,000万円近くになるということではありますが、特殊車両でありますので生産台数が少ないからどうしても高くなるということはどうしようもないと思いますが、これが合併時から順番に今の車両になったわけですが、こういうものを市として購入する場合に、県とか、国とか、何かそういう助成の制度はあるんでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（飯田　洋君）　消防長　伊藤定巳君。

○消防長（伊藤定巳君）　消防車両の更新につきましての助成制度は、現行のところございません。

〔11番議員挙手〕

○議長（飯田　洋君）　藤田敏彦君。

○11番（藤田敏彦君）　ありがとうございます。

それともう一つ、全国的にこういう改定免許制度に対してメーカーに聞いてみたら、新しく改定された、そういう対応する車両を購入する自治体と、そして自動車学校での講習料といいますか、教習料といいますか、それを助成する自治体は半々であるということをメーカーが言っておりましたので、これは参考までに覚えておいていただきたいと思います。

先ほど市長も言われましたが、団員へのそういう指導といいますか、消防車の車庫の中にそういう張り紙がしてあるわけでしょうか。もし、そういう中型免許を取得していない者が緊急時に、そういうあれは車庫のどんなところに、見やすいところに張ってあるのか。団長からそういう周知徹底した指導というものはきちとなされているのか、ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

○議長（飯田　洋君）　消防長　伊藤定巳君。

○消防長（伊藤定巳君） 藤田議員の改定制度が消防団員に対して周知されているのかと、現在、消防車庫等に張り紙等、掲示してあるかという御質問ですが、消防団の幹部にこの免許改定があった折の会議の中で、このような免許制度に改定された場合に、そのような団員が入った場合どうするかというような話がございまして、現行のところ、その改定免許制度後に新しく普通免許を取った団員がいないということで、今のところ、団の幹部には免許改定があったということは、当然周知しておりますが、車庫内等にも掲示はまだしていないということと、現行の団員にその改定免許制度下において新たに取得した団員がいないということで、今後、免許制度に対する張り紙等の掲示をしていくというふうに考えているところでございます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 藤田敏彦君。

○11番（藤田敏彦君） わかりました。準中型免許をこれから若い方が取得して、これは本人自身の就職時にもいろいろ選択肢が広がるということになると思いますが、団員の確保にこういう補助とか、いろいろやると、確保にも大いにつながると思いますので、ぜひともそういうことを考えていただきたいと思います。

新しい車両をとすることは、市の財政が大変な時期でありますから、新しいのを購入することはなかなか難しいことではあります。やはり自動車学校での教習料ですか、これはぜひとも実現を、これからそういう団員が新たに入られたら、ぜひともそういう補助金を出していただけるように頑張りたいと思います。

これから、現行の消防車両も使用の仕方によって耐用年数というのが、やっぱり団の出動回数とか、練習とか、いろんな訓練とか、そういうことで差があると思いますが、27年とおっしゃいましたが、大体合併前後から車両をふやしておるわけですね、あれはね。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（飯田 洋君） 消防長 伊藤定巳君。

○消防長（伊藤定巳君） 消防団車両の増減についての御質問かと思うんですけども、合併当時は現行の49台じゃなく、定かではありませんが、58台、59台の車両がございました。その車両台数を、消防団車庫が分散しておりましたので、消防団が災害時に出場する場合に、分散配置した車両の車庫に1人ずつぐらい消防団員が参集しても災害出場ができないという事案もありましたので、そのような車庫を地域の御理解と、その車庫の建設用地であるとか、車庫として利用できるような施設があった場合に集中管理に移行するというような考え方で、合併当時、各地区で消防力の算定基準をもとに、今、消防車両の口数というか、消防力を算定したところ、余剰を抱える地区がございましたので、そのようなところについては削減するという方向で運用してまいりまして、集中管理方式等をとったところがございますので、

合併当時よりは10台ほどの消防車両が削減されております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 藤田敏彦君。

○11番（藤田敏彦君） 何回も言いますが、財政が大変なときに、なかなか支出というのは、そういう補助がないということではありますが、市民の安全・安心のために、ぜひとも最低講習料といたしますか、教習所のそういう補助金は考えていただきたい。

私の質問は以上であります。ありがとうございました。

○議長（飯田 洋君） これで藤田敏彦君の質問を終わります。

◇ 川 瀬 厚 美 君

○議長（飯田 洋君） 続きまして、12番 川瀬厚美君の質問を許可します。

12番 川瀬厚美君。

〔12番 川瀬厚美君 質問席へ〕

○12番（川瀬厚美君） 議長のお許しを得ましたので、2点の質問をしたいと思います。

1点目、副市長を一般公募してはどうでしょうか、質問相手は市長。

要旨2. 名古屋城石としてありますけれども、「石垣」、「垣」を入れたいと思います。石垣サミットを呼びかけてはどうでしょうか、質問相手は市長でございます。

質問内容、1. 平成17年3月、海津市が誕生し、はや13年6カ月を経過しました。その間、人口は合併当時より6,000人近く減り、それに伴い、税収も比例して減となり、市民生活に何かと影響を及ぼしています。人口減は全国的な問題であり、予測可能であったにもかかわらず、手を打たなかった国の責任は大きなものがあります。国も地方もそのときにならないと考えないと思えてなりません。

当市は、合併後、副市長として県よりお願いし、その後は市の職員より2代、副市長に就任されております。どの方も市の発展に最大限御尽力されていることに心から感謝いたすところでございます。しかし、にもかかわらずといいますか、反面、若者の流出が著しい現状に市の将来に不安を抱く市民の声を日々先々で聞いております。

私は、常々市が持つ歴史・文化・産物・景観等、財産であり、資源である、さらなる付加価値をつけるように言ってまいりました。市内観光タクシーの導入を考えるなど、担当課の努力は十分承知するところではありますが、トータルを見たものではありません。

では、企業に生きる人たちはどのような考えなのか。情報を生かす戦略とその発信能力、コスト削減の追求、企業の組織力を生かす、民間のノウハウは限りないと思われま。世間には個性ある才能をお持ちの方は無限。副市長の任期は来年3月と聞きますが、今必要なことは、我が町の資源を生かす新鮮な目と方法ではないでしょうか。監督者ではなく、指揮者

でもない、アドバイスができるコーチ役の副市長を一度一般公募されてはどうかと思います
が、市長の所見をお伺いいたします。

要旨 2. ことしも 8 月 7 日、名古屋城夏まつりに東江小学校、大江小学校の子どもたちが
狂言や立野漫才を披露するため招かれました。海津市の文化があのような場所で披露する機
会があることは、子どもたちにとっても大きな励みとなり、思い出となることと思います。

子どもたちが招かれる理由は、尾張徳川家の分家として高須藩は一体の関係であった。そ
の深い縁をもとに海津市の子どもたちが招かれているのであります。ことしは市長の御都合
が悪く、副市長が挨拶に行かれました。

名古屋城は、慶長 14 年、大坂の豊臣氏に対する包囲網の押さえとして徳川家康の命により
築城が決定、慶長 15 年に始まり、天守は慶長 17 年、本丸は慶長 20 年（1615 年）に完成をした。

昨年 11 月 23 日、歴史民俗資料館において「名古屋城の石垣と河戸石」と題し、名古屋城学
芸員による講演があり、多くの参加が見られました。

河戸ですけれども、昔は上野、そして河戸と、別々に呼んでいたと思いますけれども、藤
田議員の地元の上野河戸のことです。河戸初め南濃の山から出る石は、砂岩ではあ
りますが、中世期から後期のジュラ紀（約 1.5 億年前から 1.7 億年前）にかけて形成されたも
ので、とてもかたく、名古屋城石垣の要所要所に多く使われていると話され、何かしら誇ら
しげな気持ちになりました。

歴史民俗資料館の前に並ぶ家紋石は、当時関係した武将の家紋であり、往時をしのばせる
ものであります。

今、名古屋城天守閣を木造でつくる河村名古屋市長案は、石垣保全を重視する有識者の了
承が得られなく、文化庁に受理されず、2022 年の天守閣完成は厳しさを増しております。

名古屋城の石垣は、河戸初め、小牧、三河湾各地、尾鷲、さらには小豆島が主な石の産地
と言われております。

今、思えることは、当時の石の産地の市町が石垣の修復があるならば、ぜひ我が町の石の
利用をと要望し、完成時には、当時の石の産地の市町の市章・町章を刻んだ石を歴史民俗資
料館の前のごとく並べられるよう海津市が音頭をとってはどうか。

当時の石の産地が集い、お互いに経済協力ができないかを話し合う。名古屋市を巻き込ん
だ「名古屋城石垣サミット」の開催を提案してはどうでしょうか。まず、話題性を持つこと、
まちの名を世間に知らしめることが大事と考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（飯田 洋君） 川瀬厚美君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 川瀬厚美議員の 1 点目の副市長を一般公募してはどうかの御質問にお

答えします。

新市誕生からことしで13年目を迎えます。現在の副市長は3人目となりますが、住みよいまちづくりを実現するため、ともに海津市の基礎を築き上げ、市政運営を支えていただいております。

さて、副市長の任期は4年とされ、その職は、地方自治法に基づき、市長が議会の同意を得て選任しています。また、副市長は、市長を補佐し、市長の命を受けて政策・企画をつかさどり、市の各組織が行う事務を監督する職とされています。

近年、行政事務が多岐にわたり増大する中、地方公共団体における役割と責任は非常に重要であることから、当市におきましても行政課題を円滑に解決するため、地方行政に精通し、渉外にすぐれた副市長が必要であると考えております。

議員仰せの副市長を一般公募している自治体はありますが、副市長の選任に当たっては市長の権限であることから、私としましては、第2次総合計画に掲げる将来像「水と緑と人がきらめく 輪でつながるまち 海津」を実現するため、私の考えに共感し、ともに汗をかいただけの方で市政にも精通した方を選任し、二人三脚で実現に向けて進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただくようお願い申し上げます。

2点目の名古屋城石垣サミットを呼びかけてはどうかについての御質問にお答えします。

本市には、石切り場遺跡が複数あります。名古屋城の石垣に海津市産の河戸石が多数使用されていることは明らかになっており、名古屋城築城の際、各大名が各地から石を調達して刻印を付して使用したことが知られております。その範囲は、本市を初め、各務原市、小牧市、瀬戸市、南知多の篠島、西尾市など広範囲に及んでいます。また、四国や九州から運ばれた可能性も否定できません。

名古屋城は、東海地区屈指の歴史的シンボルであり、高須藩と尾張藩のつながりからもその存在は大変意義深いものと考えております。

また、さきに上げました市町では、その石垣に使用された石材の産地を観光資源とする取り組みも一部で行われています。

ただし、名古屋城の木造天守閣再建に際しては、当の名古屋市において文化財保護の観点からまだまだ議論中でありまして、見通しが立っていない状況にあります。

川瀬議員仰せのとおり、本市をPRする絶好のチャンスであると思いますが、まず名古屋市、名古屋城の今後の進展を見た上でしかるべき方策を検討したいと考えますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、川瀬厚美議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（飯田 洋君） 再質問ございますか。

〔12番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 川瀬厚美君。

○12番（川瀬厚美君） 市長は、かつて職員から副市長に上げることは職員にとっても大きな励みになると言われました。確かにその面があるかもしれませんが。しかし、今、我が町に必要なこと、まちづくりとして大切なこと、それは自分たちの愛するまちを自分たちの手で楽しみながら盛り上げる、つくり上げていこうとする運動であり、それを提案し、アドバイスができる人であると思います。それには行政育ちの人ばかりでなく、異業種の方の意見も参考になるのではないかと思います。

副市長を公募した自治体は全国にありますけれども、兵庫県豊岡市では、平成21年、当時としては副市長公募は全国的にも早いほうで、実に1,371人の応募があったそうです。その中から京セラの取締役であった方を副市長に迎えられ、8年間勤務されたそうです。現在は長野県立大学の教授だそうでありますけれども、豊岡市では、青年男子の50%が一旦まちから出る。しかし、50%が帰ってくるが、若い女性は15%しか帰らないということであり、そこでキャリアデザインとして女性の登用をいかに積極的に進めるかということで、しっかり取り組んでみえるそうです。

それからDMO、DMOって市長さんは御存じかどうか、私は知らなかったんですけども、ディスティネーション・マネジメント・オーガニゼーションといって、観光物件、自然、食、芸能・芸術、風習、風俗など地域の観光資源に精通し、観光づくりを行う法人のことで、理事長に豊岡市長さんが就任され、進められているそうです。これも真野さんという元副市長の主導と、先日、豊岡市の秘書広報課の方とのお話の中でお聞きいたしました。

失敗例もあるかもしれませんが、成功例もあります。いま一度、市長の御意見をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） まちを元気にする、このことに対して私は、市民の皆様方の御活躍、大変最近期待をしていますし、評価を大にしております。

例えば、下多度地域は、軽トラ市を初め、今回はマンジュシャゲのイベントをやっていた。あるいは、駒野・城山地区は、地区協議会の方々が大変一生懸命やっていた。さらには、南濃の太田・石津地区、こちらのほうでは、まちづくり委員会の方々がそれぞれ頑張っていた。さらに、平田でも海津でも、そういった地域を愛する方々が一生懸命まちをよくするために努力をいただいている。そういった方々を一生懸命応援していき、その中のアイデアの中でまちづくりを進めていけたらよいなあとっております。

今、川瀬先生から貴重な御提言をいただきました。第2次総合計画をつくりました。それを着実に一つずつ、海津市にあるものに磨きをかけて進めていくことが、よりこのまちを元気にしていくものと確信をいたしております。その計画をつくってきた副市長を大変評価し

ていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔12番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 川瀬厚美君。

○12番（川瀬厚美君） わかりました。企業は、お互いにきょうあってもあすはないというような取り組みで、しっかりと企業経営をしていると思いますので、今、早急にそういった面も必要ではないかというふうには私は思いまして御提案を申し上げております。

それから、名古屋城の石垣サミット、ことし初めて行きまして、子どもたちの熱演には大いに称賛を送り、そして出場者の方々には本当に心から感謝をいたしました。

帰り際、舞台から門のほうへ出てくるときに、隣の一緒に歩いている方が「あんたたちはどこから来たの」と言われました。「私は海津から来ました」と言ったら、その方は「私は西浦温泉の近くで、海津は行ったよ」と。多分去年の「名古屋城と河戸石」ということ、その場に見えたと思いますけれども、その方は大変石の研究をしていらっしやいまして、あちこちから今の名古屋城の石垣は出ておるんだよと言われまして、そこで私がひらめいたことは、そうかと、じゃあそういった歴史を今生かして、さらに我が町の、お互いのまちの名を高める、そして経済発展につなげないかと、そんなことを思いました。

ですから、「石垣サミットをやったらどうか」と言ったら、その方が「ぜひうちとしても、まちとして名前を出したいばかりだ。ぜひ海津市としても音頭をとって欲しくないか」と、そんなことを言われまして、きょう、このように申し上げているところでございます。

今、市長さんはそのときになったら、現在、名古屋城の建設においてもまだ見通しが立っておりませんが、ぜひともそのときになりましたら、海津市はこういったことを思うよと、どうでしょうとって呼びかけていただいて、ぜひ海津の名前を出していただきたい、そして発展につなげていただきたい、このように思っております。よろしくお願いいたします。

以上、私の思う、言いたいことは簡単でございますけれども、ぜひ海津市の発展を祈念しまして、質問を終わります。以上です。

○議長（飯田 洋君） これで川瀬厚美君の一般質問を終わります。

◇ 二ノ宮 一 貴 君

○議長（飯田 洋君） 続きまして、2番 二ノ宮一貴君の質問を許可します。

2番 二ノ宮一貴君。

〔2番 二ノ宮一貴君 質問席へ〕

○2番（二ノ宮一貴君） では、議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に従って質問させていただきます。

私の質問は1つ、市内野球場についてです。質問相手は教育長でございます。

では、始めます。

市内野球場について質問いたします。

現在、市内野球場は、南濃グラウンド、海津グラウンド、平田グラウンド、南濃南部グラウンド、養南グラウンドの5カ所あり、このうち夜間照明設備を備えているのは、南濃グラウンド、海津グラウンド、平田グラウンドの3カ所です。

各野球場とも、スポーツ少年団活動、中学校部活動などの児童・生徒や、野球連盟、ソフトボール協会の皆さんの活動場所として、また各種イベント等のスポーツ以外での利用を含め、市内外を問わず多くの方々が利用されており、海津市において重要な施設となっております。

しかし、どの野球場とも運用開始からかなりの年数が経過しており、改修工事や点検・整備が行われているとはいえ、グラウンド・設備の状態が余りよくない野球場が見受けられます。

例えば、雨が降り、グラウンドの排水能力を超えると、内野に水の流れができることがあります。雨が上がると水は引きますが、グラウンドには凹凸が残ってしまいます。これは雨量の問題もありますが、暗渠排水設備の状態、土の入れかえが行われていないことによる排水能力自体に問題があると考えられます。利用者からは、自分たちもグラウンド整備をして凹凸は直すが、これだけ凹凸があると、雨が降るとすぐに土が流されてしまう。また、児童・生徒の保護者からは、イレギュラーバウンドによるけがが心配等の声を聞きます。

また、野球場の形状や立地条件が影響している部分もあると思いますが、夜間照明利用時にグラウンド内に暗い場所があり、プレーに影響が生じる場合があります。こちらも利用者からは、外野の守備定位置付近以外が特に暗い、南濃グラウンドに比べて海津グラウンドは暗い等の声を聞きます。

毎年、シーズンの初めに自主的にグラウンド全体の一斉整備を行っている団体もあり、利用者自身もできる限りの協力をしていると聞いています。

こうした状況から、今後も利用者がグラウンドで全力プレーができるよう、早急に各野球場の現状確認、点検・整備が必要であると考えます。

そこで、教育長にお尋ねします。

1つ目、各野球場について、暗渠排水の有無とグラウンドの土の入れかえ、夜間照明設備の整備（照らす方向の調整等）は、直近ではいつ行われましたか。

2つ目、各野球場について、グラウンドの点検、土の入れかえ、夜間照明設備の整備（照らす方向の調整）等は、どのような基準で行っていますか。

3つ目、各野球場について、今年度に行われる整備、来年度以降の整備計画はありますか。

以上3点について、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田 洋君） 二ノ宮一貴君の質問に対する教育長の答弁を求めます。

教育長 中野昇君。

〔教育長 中野昇君 登壇〕

○教育長（中野 昇君） 二ノ宮一貴議員の市内野球場についての御質問にお答えいたします。

まず、市内の野球場は、議員仰せのとおり、野球連盟を初め各種団体の皆様に御利用いただき、使用後は、次に利用する人が気持ちよくプレーできるよう、荒れたグラウンドを利用者で整備を行っていただいております。この使用後の整備を怠ると、議員仰せの凹凸が残り、イレギュラーバウンドにつながるということになると推測します。その点、利用者で整備をしていただいております、まことにありがたく、利用者の皆様には感謝申し上げます。

1つ目の各野球場におけるグラウンドの暗渠排水の有無とグラウンドの土の入れかえ、夜間照明設備の整備につきましては、暗渠排水は、養南グラウンド以外は設置してあります。土の入れかえにつきましては、平成26年度に平田グラウンド、平成27年度に海津グラウンドで実施しております。また、夜間照明設備につきましては、各施設とも球が切れたときに取りかえを実施しておりますが、照らす方向の調整につきましては、実施はしておりません。

2つ目の各野球場のグラウンドの点検・整備の基準につきましては、点検基準は特になく、不陸があったり、砂ぼこりがひどいなどの申し出があった場合は、その都度、状況を確認し、修繕等が必要と判断した場合は、予算の範囲内において対応しております。

また、照明の照らす方向の調整ですが、施設設置当初に照度検査を実施され、合格しており、それ以降は点検の義務づけがありませんので調整は実施していないのが現状であります。

3つ目の各野球場の今年度に行われる整備及び来年度以降の計画につきましては、今年度の整備予定はございません。次年度以降につきましても、現段階では整備計画はありませんが、照明設備におきましては、水銀灯が2020年で生産が中止となることから、順次LED照明への切りかえ工事が必要となってまいります。

なお、体育館などの照明設備も含め計画的にLED化への移行を行ってまいりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、二ノ宮一貴議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（飯田 洋君） 再質問ございますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） 御答弁ありがとうございました。

では、順番に再質問をさせていただきます。

まず、暗渠排水については養南グラウンド以外はあるということでしたのでわかりましたが、土の入れかえについて、平田グラウンドは平成26年、海津グラウンドは平成27年とあり

ましたが、ほかの3野球場については御答弁がございましたが、どのようになっておりますでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 教育委員会スポーツ課長 日比佳克君。

○教育委員会事務局スポーツ課長（日比佳克君） 御質問にお答えさせていただきます。

今、記録が残っておる段階では、ほかの球場は入れかえはないというふうに確認しております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） ですと、ほかの3野球場は、運用開始以来そのままの状態という考え方でよろしかったですか。

○議長（飯田 洋君） スポーツ課長 日比佳克君。

○教育委員会事務局スポーツ課長（日比佳克君） そのとおりでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） 今、御答弁いただいた土の入れかえ、運用開始からということで、相当な年数がたっていると思われます。

先に確認からさせていただきたいので、照明設備の向きは、当初の検査を合格しておりますので、そんなに向きが変わることもないのでそのままだという判断だと思いますが、電球の交換については、シーズンごとに入れかえてみえるということではよろしいですか。切れたときというような御返答だったと思いますけど、その辺はどうですか。

○議長（飯田 洋君） スポーツ課長 日比佳克君。

○教育委員会事務局スポーツ課長（日比佳克君） お答えさせていただきます。

照明を交換するに当たっては、当然、高所作業車が必要になってきます。その高所作業車はかなり高額になりますので、球が1球切れただけでは交換はしておりません。ある程度数が、一つの球場ではございませんが、市内の球場である程度数がそろったらという言い方も大変失礼ですけれども、まとまったときに発注させていただいております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） 基準がない、ある程度数がそろったらということなんですが、私自身も野球とスポーツに、やることも見ることも好きですので活動に参加させてもらっていますが、確かに一球、二球、電球が切れただけで交換するというのは経済コスト的にもよろしくないとは思われますけれども、今のお話ですと、市内である程度の数がまとまったら交換ということだと、全くその基準もないと、その当事者、社会人が多いと思いますけれども、

何回言ってもかえてくれないというふうに言われる方も中には見えますので、何かそういった、基準ではないんですけれども、確かに難しいかもしれませんが、特に海津グラウンド、多分確認していただければわかると思うんですが、非常に暗いというのは明確ですので、そういった場合の申し出に対しての返答は、今お答えいただいたように、市民の方にも同じようにされている、団体にもしているということでよろしいですか。

○議長（飯田 洋君） スポーツ課長 日比佳克君。

○教育委員会事務局スポーツ課長（日比佳克君） お答えさせていただきます。

現在、特に基準は持っておりませんが、球切れが大体10球前後になったときには工事発注に出すというふうに考えております。よろしくお願いします。

〔2 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 二ノ宮一貴君。

○2 番（二ノ宮一貴君） その切れた球が何球あるのかという確認は、どのタイミング、毎回されるのか。現在、海津グラウンドで何球切れているかという把握はされていますか。

ごめんなさい、海津グラウンド以外の3球場で切れている球が幾つあるかというような確認はされていますか。

○議長（飯田 洋君） スポーツ課長 日比佳克君。

○教育委員会事務局スポーツ課長（日比佳克君） お答えします。

球切れの利用者からの苦情といいますか、その御意見をもとに球切れの確認はその都度させていただきますいておりますが、今現在、全体で何球かということは、申しわけございません、把握しておりません。以上です。

〔2 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 二ノ宮一貴君。

○2 番（二ノ宮一貴君） そうしますと、10球程度切れたら交換という先ほどのお答えなんですが、何球か把握されていないということは、その言われることがちょっと話として通らないような気がしますけれども、そういったものを、申し出があるときもそうなんですが、例えばシーズン前に、野球でもオフシーズンがありますので、そういったときには夜間使われないときが多いと思う。例えば、12月、1月、2月まではあると思うんですが、そういったときに見ていただくとか、そういったことは行われていないですか。

○議長（飯田 洋君） スポーツ課長 日比佳克君。

○教育委員会事務局スポーツ課長（日比佳克君） お答えさせていただきます。

まず、海津グラウンドと平田グラウンドにつきましては、冬期期間、11月から3月につきましては、利用が少ないということで照明の通電をとめております。それで、4月に入ったら通電させていただきますが、その通電のときには確認させていただいております。以上で

す。

〔2番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） 聞けば聞くほどちょっと疑問が出るんですが、4月に通電したときに確認しているということは、今、何球切れているか、4月の時点でもわかるような気がするんですが、どうですか。

○議長（飯田 洋君） スポーツ課長 日比佳克君。

○教育委員会事務局スポーツ課長（日比佳克君） お答えさせていただきます。

4月当初は私のほうには異常なしというふうに聞いておりますので、現段階、申しわけございません、把握していないのが現状です。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） 非常にもやもやした回答をいただいておりますけれども、年に1回点検していただいているということでしたら、その点検もコストがかかっていると思われるので、有効に使っていただきたいと思います。

以前、今ここで一つ数字を、教えていただいたものをちょっとお示ししたいんですが、平成29年度のグラウンド利用状況というのを教えていただきました。平成29年度は、この5つの野球場において件数、調整会議等で利用を申請した数ということでしたが、1年間で981件、利用者は利用申請時の人数を合計しますと3万8,489人ということで、この5球場でこれほど多くの利用者があるということでございます。こちらは月ごとの件数でお示ししていただいておりますけれども、夜間照明を使う利用人数がちょっとこれでは把握できませんでしたので教えていただきたいんですけれども、夜間ですので19時から21時半とか、そのぐらいの利用とは思いますが、海津、平田、南濃、その3つで結構ですので年間の件数と人数を教えてください。

○議長（飯田 洋君） スポーツ課長 日比佳克君。

○教育委員会事務局スポーツ課長（日比佳克君） それでは、お答えさせていただきます。

海津グラウンドでは、ナイターは年間で56件ございます。それから、平田グラウンドでは年間24件ございます。南濃グラウンドでは、年間117件のナイター利用がございます。

以上、よろしくお願いします。

〔2番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） 人数のほうはそれに伴ってわかると思うんですが、教えていただいてよろしいですか。

○議長（飯田 洋君） スポーツ課長 日比佳克君。

○教育委員会事務局スポーツ課長（日比佳克君） 申しわけございません、人数のほうはちょっと手元のほうに資料がございますので、また後ほどお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

〔2番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） 今お聞きしただけでも、年間、11月から3月の5カ月は通電がとまっているということですので、7カ月の間にこれだけ使われている。ただ、私、個人的な意見もちょっと入りますが、一番グラウンドとして大きさ等が整備されている平田グラウンドの夜間の利用が少ないというのが今の御答弁でわかるんですが、昨年、平成29年4月1日から料金改定がされておりまして、体育施設の夜間照明1時間当たりの料金が海津グラウンドと南濃グラウンドは1,080円、1時間になっております。ただ、平田グラウンドは1時間1,620円となっております。前、少しお聞きしたのは、照明の数が違うのでコストから料金が違うというふうにお聞きしたんですけれども、その料金の違いについて教えてください。

○議長（飯田 洋君） スポーツ課長 日比佳克君。

○教育委員会事務局スポーツ課長（日比佳克君） お答えさせていただきます。

議員仰せのとおり、平田グラウンドについては1基当たり24灯だったと記憶しておりますけれども、ついております。ほかのグラウンドにつきましては、1基当たり14灯がついておるというふうに記憶しておりますが、それで電気の使用量も変わってきますのでこの差があります。よろしくお願いします。

〔2番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） それだけ灯数が違うということは明るさも当然違うわけで、本来でしたら、その明るさだけでいうと平田グラウンドを活用すべきかと思えますけれども、やはりこれだけ夜間の使用もありますと、当然使用料もその差でふえるわけですので、そのあたり、また改定のときがありましたら、利用者数の増も考えて、また検討していただきたいなと思います。

また、今、市内の野球場を使う可能性がある人数、それもお聞きしてみました。使う可能性がある団体ということ、スポーツ以外のイベントは少ないということで、スポーツ関連の団体ということで教えていただいたのがあるんですが、まず小学校のスポーツ少年団、全部で7スポーツ少年団、平成29年のこれは記録なんですけど、7スポーツ少年団、野球ですね、140人。それから、中学校の部活動、こちらはことしの8月なんですけど、3中学校で52人。ソフトボールは、日新中と平田中がありますので31人。それから社会人、体育協会にお聞き

しました、野球連盟が341人、それからソフトボールが493人。この数を足して、今の実数とは異なるかもしれませんが、1,000人を超える方々がこの野球場を使う可能性があるという中で今運営されております。

先ほども御答弁の中にありましたけれども、コスト等がありますので、ことしの整備計画はなし、それから来年度以降もなし、LEDについては後でちょっと触れたいと思いますが、土の入れかえの計画もないということで、暗渠排水があるとはいえ、もう運用年数がかなりたっております。その能力も落ちている中で、特に今お聞きしました南濃グラウンドについては直近で土の入れかえがないということですので、何とかここのグラウンドを、土の入れかえは大変予算も必要なことだと思いますけれども、来年度以降の計画に入れていただきたいなあと思います。

平成27年に出されました海津市公共施設等総合管理計画の中にもあります。基本的な考えは、スポーツ施設は現状維持ということが書かれております。ただ、スポーツ施設だけではございません、公共施設はたくさんあります。また、野球グラウンドについては、耐震化とか、そういった必ずしもすぐに整備をしなければいけないという理由がありませんので、そのままの状態です使えるなら使うということはよくわかるんですけれども、それを言われますと、やはりそこで活動している団体にとっては非常に納得がいかないといえますか、余りよくない状態でプレーされているということも考えられますので、そういった小学校の小さい子から高齢の方、ソフトボールに関しては壮年、シニアとあります。野球に関しても、体が動く限り皆さんプレーしてみえますけれども、そういったことを踏まえて、教育長、南濃グラウンドの土の入れかえということを、計画はございませんけれども、どのようにお考えか、教えていただきたいですけれども。

○議長（飯田 洋君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） ただいまの御質問にお答えいたします。

海津市としましても、教育委員会としましても、市民の、あるいは児童・生徒のためのスポーツ振興は、いろんな面で推進を図っていききたいと、これまでも取り組んできておりますし、今後もそれは進めていききたいと。また、健康づくりにもつながる、あるいは市民同士の交流にもつながる、多くの効果も期待できるものだという事を思っております。

スポーツ課長の回答のほうにもありましたけれども、予定はないということですが、少なくとも各施設の日常的な状況、実態把握をもとにしながら、限られた予算の中で、できる範囲でやれるように検討はしていきたいと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

今、御答弁にもありました予算の範囲内ということでありましたけれども、こうした公共の整備なんです、この管理計画にあります中では、ここから40年の公共施設の更新費用を49%圧縮するという事で打ち出されております。その中で、早急に対応が必要な、耐震化が必要な避難所にもなる体育館等を先に整備されるのはよくわかります。

そこで、私が思うのは、例えば予算の確保、自主財源を確保するのも大切ですが、今のようになかなか予算が厳しいということですので、私が一つ思ったのは、ふるさと納税が今ございます。そのふるさと納税を何とか活用できないかということでもちょっと紹介させていただきたいんですが、皆さんも御存じのとおり、ふるさと納税は、今、「ふるさとチョイス」というサイトを使って、その制度を活用しているわけですが、まずそのふるさと納税の応援メニューが海津市は6つあります。その6つ、細かくせつかくですと言わせていただくんですが、1. 誰もが健康で笑顔あふれるまちづくり事業、2. 安全で快適な住みよいまちづくり事業、3. 個性と創造性を培う心豊かなまちづくり事業、4. 自然と調和のとれたにぎわいと活力のあるまちづくり事業、5. 協働による自主的・自立的なまちづくり事業、6. 海津市のためになるなら何でも支援の6つがあります。今、取り上げている野球場に関して該当するのが3番の個性と創造性を培う心豊かなまちづくり事業、その中にスポーツの環境づくり等という文言がありますのでこれに該当するわけですが、実際、平成29年度のふるさと海津応援寄附金に使い道として指定があったのが、もちろん各項目ともあったんですが、一番多かったのは、やはり海津市のためになるなら何でも支援で355万円、合計金額が564万円余りですので割合的にも大変多くなっております。3番のスポーツ施設に該当するものは17万円と、この6項目の中では下から2つ目の寄附金の使い道になっております。

こうしたことで、今、私がタイトルを読んでも、実際、何に使われるかというのがちょっとぴんとこない部分もあると思います。そこで、例えば期間限定でも結構ですので、ここに7つ目として、もっと使い道を限定した項目をつくられないかなという、そういうシステム上とか契約上の問題はちょっとわかりませんけれども、例えば7番で野球場の整備とか、そういうことで予算が確保できないかなというのを思ったんですけれども、そうしたら自分のふるさと納税応援金は何に使われているかというのはすぐわかりますけれども、これは企画財政課になるんですかね、こういったふるさと納税の活用というのは難しいでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 二ノ宮一貴君に申し上げます。質問は、通告に従って質問するようにしていただきたいと思います。少しずれておるように思いますので、お願いをいたします。

答弁できますか。

○2番（二ノ宮一貴君） でしたら、質問をもう少し関連するように……。

○議長（飯田 洋君） 企画財政課長 近藤三喜夫君。

○総務部企画財政課長（近藤三喜夫君） 先ほどのふるさと納税の使い道のメニューの6つで

ございますが、こちらは海津市の第2次総合計画の中の基本計画、基本目標の5つ、それから使い道を限定しない何でも支援の6つということでございますが、ふるさと納税をされる皆さんにとってなかなかわかりにくいということでございますので、このあたり、事業のメニューをわかりやすい形で表示して、それに共感していただける納税方法をちょっと検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

〔2番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） 議長に御指摘いただいたように、少し、私、来年度以降の整備計画についてということで、予算が厳しいということでそれを提案させていただきましたので、少し質問の趣旨が外れているように捉えられたとしたら申しわけございませんでした。

もう一つ、その予算の確保ということで言いたかったんですが、ちょっとまた外れそうなのでちょっと答弁はよろしいので、またクラウドファンディングとかも、10%手数料が取られるということですが、そうした項目にも入れてもらえればいいのかと思いました。

戻ります。2020年に今の電球が生産中止になるということで、LEDに順次切りかえていくということですが、こちらはナイターができるかできないかということにかかわってきますので、LEDへの交換がスムーズに行われるように、これから計画に入れていただきたいと思います。こちらに関しては、もう電球がないということですので、グラウンドの状態云々じゃなく、野球ができるか、ソフトができるかという問題ですので、まずそこらは何とか、予算のほうも厳しいですけれども、行っていただきたいと思います。

最後に、今回、野球場について限定して質問させていただきましたけれども、市内設備、体育館等も含めまして、子どもからお年寄りまでいろんなスポーツを通しての活動をされております。こうした中で運用開始から30年、40年を経過した施設もございますので、耐震化が済んでいるところ、済んでいないところもございます。これからは海津市民、市外の方も含めてスポーツを通していろんな交流、それから健康の増進を行っていただきますことで、また海津市が元気になると思いますので、どうか必要な予算と考えていただいて、この野球場の整備も含めスポーツ施設をこれからは皆さんに活動の場として使っていただけるように、ぜひよろしくお願いいたします。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（飯田 洋君） これで二ノ宮一貴君の一般質問を終わります。

ここで14時50分まで休憩いたします。

（午後2時38分）

○議長（飯田 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 里 雄 淳 意 君

○議長（飯田 洋君） 続きまして、1番 里雄淳意君の質問を許可します。

1番 里雄淳意君。

〔1番 里雄淳意君 質問席へ〕

○1番（里雄淳意君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告書のとおり質問をさせていただきます。

要旨、育休（育児休業）退園に対する対応について、質問相手は教育長であります。

日本は世界に類を見ない人口減少社会に突入し、人口が継続的に減少を続けております。当然、本市も例外ではなく、市報かいづに公表された昨年度（平成29年度）の本市の出生者数は140人であり、人口減少社会という現実を実感せずにはおれません。また、本市においては人口流出も人口減少の大きな要因となっております。

先日開催された市内中学生の代表者による議会「海津っ子議会」においても何人かの生徒らが本市における人口減少の問題に触れており、多くの市民の方々もこの現状に危機感を覚えておられます。

人口減少という現実を見据え、何とかこの問題に対応していくことが本市の急務の課題であると思います。もちろん、これまでさまざまな対策が講じられてきたと思いますが、私は本市ならではの特色のある政策・施策というものをなお一層打ち出していくべきだと思います。

その一つとして、お子さんをお持ちの若い世代の方々の最大の関心事である子育てに対する支援のさらなる充実を図られないかと考えます。

現在、本市ではゼロ歳から2歳児の第1子がこども園の保育部を利用している場合、保護者が第2子を出産し、育児休業を取得した場合、国の定める保育を必要とする事由に当てはまらなければ第1子を退園させなければなりません。これが、いわゆる育休退園であります。核家族化が進み、地域の共同体のつながりが希薄になっている現代社会において、生まれたばかりの子どもと3歳児未満の子どもの2人の面倒を見るということの大変さは容易に想像することができます。また、何よりも突然こども園を退園させられる子どものことを一番に考えてあげなければならないと思います。

私の調べる限りでは、多様な子育て支援を目指し、平成27年に施行がスタートした子ども・子育て支援新制度に基づき、各自治体が主体となって保育方針を決定できると了解しております。実際、三重県の津市では、突然保育園を退園させられる子どもの気持ちを一番に考え、保育者や子ども同士のつながり、集団保育の機会、生活のリズムなど、育休退園がも

たらず環境の変化が子どもの発達上好ましくない場合もあることから、平成28年4月から、既に保育園を利用している子どもの保護者が育児休業を取得した場合には、子どもの年齢にかかわらず保護者の希望に応じて保育園の継続利用ができるようにしました。

本市においても育休取得による強制的な退園を改善すべきでないかと思います。もちろん、自身の御家庭での子育てを望む方もいらっしゃると思いますので、こども園の継続利用と退園を選択できるような方途を考えるべきだと思います。

また、近隣市町では、まだ育休退園の問題に取り組まれておりませんので、本市では育休退園を廃止しましたと、本市の特色を大々的にアピールすることが大事であると思います。

本市では、昨年度、市内全ての小・中学校にエアコンが設置されています。愛知県、三重県の小・中学校では約30%、岐阜県では55%の設置率の中、本市の100%の設置率は非常に誇らしく思いますし、市として教育に力を注ぎ込んでいることが明確な形となってあらわれています。しかし、残念ながら、私の身边では、この設置率をほとんどの方が知りませんでした。このようなことも含め、どんどん本市の子育て支援の充実を対外的にアピールすることによって本市で子育てをしたいという若い世代の方々が一人でもふえていただければと思います。

そこで、教育長に3点お尋ねします。

1. 子育てしやすい環境としてどのようなことに取り組み、どのような効果がありましたか。

2. 昨年度、育休退園した園児は何人いましたか。退園させられた子どもの気持ちはどのように考えられましたか。また、園児の保護者の声はどのような内容でしたか。

3. 育休退園を廃止することにより安心して出産・子育てのできる環境になり、少子化対策及び市の移住定住のPRの一つになると思いますが、本市ではどのようにお考えられますか。以上です。

○議長（飯田 洋君） 里雄淳意君の質問に対する教育長の答弁を求めます。

教育長 中野昇君。

〔教育長 中野昇君 登壇〕

○教育長（中野 昇君） それでは、里雄淳意議員の育休（育児休業）退園に対する対応についての御質問にお答えいたします。

1つ目の子育てしやすい環境として、どのようなことに取り組み、どのような効果がありましたかにつきましては、子育て支援施策として、ことし4月1日より下多度幼稚園を廃止し、公立の海西保育園及び西島保育園を民営化いたしましたので、市内の就学前施設は、公立3園、私立9園の全12園が認定こども園になりました。

認定こども園は、幼児教育、保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設で、3歳

以上児につきましては、保護者の就労に関係なく希望する園に入所でき、保育時間が違います幼稚園と保育部の子どもたちが同じ教室で過ごすことができます。それだけではなく、延長保育、障がい児保育、一時預かり、病児・病後児保育、地域子育て支援センターなどなど事業を展開し、子育てしやすい環境を提供する中核を担っております。

平成27年度から認定こども園幼稚園部の対象児童を3歳以上とし、それまでの4・5歳児を対象とする2年保育から3年保育に拡大いたしました。その効果としまして、ことしの4月1日現在では、住民票を有する就学前の3歳以上児の子ども646人のうち、97%を超える628人が市内、もしくは市外のどこかの認定こども園等に入所しております。

自宅で保育されている子どもは、主にゼロ歳の乳児から1・2歳の幼児となりますが、ことしの4月1日現在、3歳未満児525人のうち、約40%に当たる201人が年度当初から認定こども園保育部へ入所されています。例年、3歳未満児は年度途中の入所が多く、年度末の3月には50%を超える子どもが認定こども園へ入所されます。

認定こども園へ入所されるまでの間は地域子育て支援センターを利用させていただいたり、必要に応じて認定こども園の一時預かりを利用させていただいたりしており、また待機児童も発生していないことから、子育てを支援する環境が提供できたと考えております。

2つ目の昨年度、育休退園した園児は何人いましたか。退園させられた子どもの気持ちはどのように考えられましたか。また、園児の保護者の声はどのような内容でしたかにつきましては、昨年度、育休退園の対象となった子どもは7人ですが、実際に退園されたのは3人でした。4人の子どもについては、保護者などの健康状態、家庭における保育の実情等についてお尋ねし、育休を取得されても保育を必要とする事由がありましたので継続入所となりました。このほか、育休中におかれましても、保護者の病気等により新規に入所した子どもも3人おられました。

このように、育休を取得されたら一律に全ての子どもを退園させているわけではありません。子どもの発達上、環境の変化が好ましくない場合など、保育の必要性を踏まえ、児童福祉の観点から継続入所の相談にも積極的に丁寧に応じておりますので、その他どんなことでも遠慮なく、こども課、もしくは各認定こども園へ御相談していただければと思っております。

次に、子どもの気持ちにつきましては、特に3歳未満の幼い子どもたちですので、子どもの年齢や性格、発達段階によっても違いがあると思います。園を退園し、保護者と一緒に過ごすことができるようになってうれしいと感じる子どももいれば、友達と外で遊べる園生活のほうが家庭よりも楽しいと感じる子どももいると思われます。

保護者の声につきましては、こども課窓口においてどうして退園しないといけないのかとの御質問を受けることはありますが、子ども・子育て支援法の施行規則にある保育の必要性

の事由等について御説明し、納得していただいております。

3つ目の育休退園を廃止することにより安心して出産・子育てのできる環境になり、少子化対策及び移住定住のPRの一つになると思いますが、本市ではどのように考えますかにつきましては、乳児や3歳未満の幼児の場合には、家庭での保育が子どもの育成の上で重要な時期でもあるという養育的な観点、保育料を除いて保育に係る費用は公費から賄われるという財政的な観点などから、継続入所には慎重にならざるを得ないところではあります。

国では、現在、子ども・子育て支援新制度施行後、5年の見直しが進められており、消費税増税に伴う幼児教育の無償化など、現段階では詳細不明ではありますが、今後、子ども・子育て支援制度に関する改正内容が明らかになってくる予定です。この制度改正に注視しつつ、人口減少及び少子化対策としての育休退園の廃止につきまして前向きに検討していきますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、里雄淳意議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（飯田 洋君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 里雄淳意君。

○1番（里雄淳意君） 御答弁ありがとうございます。

さまざまな取り組み、特にこども園という動きは大きな動きだと思いますけれども、その中でいろんな試行錯誤をしながら子育てのしやすい環境というものを整えていただいているということは、今お聞きさせていただいたことでありますけれども、去年、育休7人のうち退園は3人だと。僕は全員が全員退園させられるのかと、このように思っておったんですけど、柔軟に対応していただいているんだと、そういうことを思っております。

今、御説明がありましたように、ゼロ歳から2歳児、乳幼児、幼児の大体50%がこども園に入園される、半分以上の方が入園されるということでもあります。ですから、7人中、退園は3人ということで聞こえはいいようですけれども、私は希望に応じて通園を継続できないかなということを思っておるわけであります。先ほど前向きに検討していただけるということではありますが、実際、お声を聞かせていただいた方からは非常に困っておるという声も聞いておりますし、特に小さい子どもはどちらかが風邪を引くと、お母さん一人で大変な思いをされておると。先ほど一時預かりということもお聞きしたんですけども、なかなか大変だと思うんです。

私自身も、子どもが小さいうちは母親が家庭で子育てするという、母親に限らないんですけど、家庭で子育てを行うということが一番いいことだと思っておりました。そして、家庭での子育てが子どもにとって一番の幸せであろうと、このように思っておったわけですが、質問書で申しましたとおり、今、核家族化の問題、祖父母と同居されていない方がふ

えておりますし、地域の共同体のつながり、また近所づき合い等の希薄化、そんな中で子育てが孤立して負担感が増しておるというような現状があると思います。そのような現状の中で一人で子育てをすることは非常に不安で孤独であろうと、そんなことを思うわけでありませう。

そんな中、時代の変化によって子育ては家庭で行うべきという価値観では間に合わない、多様な子育て支援というものが必要な時代になったんだらうと、そのように思います。

このような時代のニーズに合わせて、子ども・子育て支援新制度というものを平成27年に国がスタートさせたわけでありませうけれども、私はこの新制度というのは子育てがしやすい環境、多様なニーズに応えていこうという国の方針であらうと、このように受け取っておるんではあるけれども、素人が調べましたものですから、その辺の詳しいことが少し、きちっと認識しておるか、ちょっと不安でありますので、この子ども・子育て支援新制度の目的、こういうものを一応お聞かせいただきたいと申します。

それと、これも私の調べる限りでありますけれども、この新しい制度に基づいて、各自治体で状況に応じて方針を決定していくことができると、こういうこともいろんなものを読ませていただくとそういうことが書いてあるわけあります。

そんな中、津市で、今、質問書で申しましたように育児休業退園を廃止されたということもあるわけありますけれども、その辺の認識も合っておるかどうか、その辺をお聞かせいただけたらと申します。

○議長（飯田 洋君） しばらく休憩します。

（午後3時09分）

○議長（飯田 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時11分）

○議長（飯田 洋君） 教育委員会事務局長 伊藤一人君。

○教育委員会事務局長（伊藤一人君） 子育て支援制度の目的につきましては、3つの柱がございます。質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、2つ目が保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、3つ目に地域の子ども・子育て支援の充実を目指すということで、この3本柱を目的としております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 里雄淳意君。

○1番（里雄淳意君） ありがとうございました。

それは各自治体で状況に合わせて多少融通がきくといいますか、そのように保育の方針に

ついて決定することができるわけでありますか。

○議長（飯田 洋君） 教育委員会事務局長 伊藤一人君。

○教育委員会事務局長（伊藤一人君） 今、議員仰せのとおりで、3つの柱がございますが、各市町で状況が違いますので、それに合わせて組み立てをしていきたいと思っています。

〔1 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 里雄淳意君。

○1 番（里雄淳意君） 私もいろんなもので調べながら話をして、済みません、質問がわかりにくかったのかもしれない。

それで、この制度が施行された、子育ての支援ということで国が施行したわけでありますが、けれども、この制度によって都市部なんかでは大きな問題が起きておるということが言われておりまして、実はこれは待機児童の問題です。都市部の大きな問題でありますけれども、その対策として育児休業退園を積極的に行うようになった自治体もあるようであります。育児休業退園をさせることによって待機児童の人数が減少するということで育児休業退園というものを積極的に取り入れておる市町があって、その辺はいろいろ問題も全国的に起きておるようではありますが、幸い本市では、こども園の定員にもゆとりがございます。この質問書に少し提案させていただいたんですが、継続と退園というのを選択できるような方法というものを、今お答えいただくというわけじゃないですけど、ぜひ御検討いただけたらということをお思います。やはり退園させられる子どもの気持ちを一番に考えてあげるといふ、こういうことが大事なことであらうと思います。

それで、子育てに関するある調査によりますと、「子どもがかわいくてたまらないと思うこと」、こういう質問に対して、「よくある」「時々ある」と回答する比率は、8割から10割だそうであります。子どもがかわいくてたまらないと、そういうことがよくある、時々あるというのが8割から10割、これは実は15年前から大きな変化は見られないそうであります。子どもの虐待のニュースなどを見ると、今の親はと簡単に評論してしまうわけでありましてけれども、多くの親が、やっぱり子育てについて本当に大事に思っておる親が多いということでした。

幼児の生活を取り巻く環境が時代とともに変化している、そういうことと対照的に最も変化の少なかった項目がこの子どもをかわいく思うということでありました。子育ての喜びや楽しさが時代によって変わりにくいという本質的な価値であらうと、このように思うわけがあります。多くの保護者が前向きに子育てに取り組んでおられるという、こういう調査がございます。

一方、そう思う親がおられるわけでありましてけれども、子育てをめぐる現代ならではの課題というものが山積しておると。そういう課題に対して保護者の声は、社会全体で子育てを

支える体制の充実を求める、こういう声が非常に多いそうであります。やはりこういうところにも出ておるように、やっぱり時代が変わりまして、先ほど申しましたように核家族化や、その地域のつながりというものが非常に希薄になっておる中で、やっぱり子育てしやすい環境というのを社会で整えていくということが非常に大事なことであろうと思います。

実際、先ほど申しましたように、私がお聞きした方からは、非常に子ども2人の面倒を見るのが大変だと、こういう声をお聞きしております。市役所へ来てそんなことは、なかなか言いにくいと思います。決まりでこうなっておりますと言われたら、そうですかと答えるしかないと思うんですけども、こういう声なき声に耳を傾けていくような、こういうような体制づくりというか、先ほど教育長は丁寧に向き合っておられるということをおっしゃったわけでありまして、そういう姿勢をぜひ大事にしていっていただけたらなと、そういうことを思います。

時代に即した、そういう子育て支援のさらなる充実というものを図っていったらと、そんなことを思いまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（飯田 洋君） これで里雄淳意君の一般質問を終わります。

ここで、先ほどの二ノ宮一貴君の質問の中でグラウンドの使用人数について回答がございませんでした。回答の旨、発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

教育委員会事務局長 伊藤一人君。

○教育委員会事務局長（伊藤一人君） 先ほど二ノ宮議員に質問を受けましたナイターの人数ですが、海津グラウンドが56件で人数が1,660人、平田グラウンドがナイター24件について396人、南濃グラウンドがナイターが117件中、人数が4,672人です。

それと、先ほど土の入れかえのお話がありましたんですが、平成26年度に平田グラウンド、平成27年度に海津グラウンドに実施しておりますということで、ほかのグラウンドはどうでしたかというお話でしたが、これは過去10年間ということで、つくってから一度もやっていないということではないので訂正をさせていただきます。

○議長（飯田 洋君） 以上で終わります。

◇ 浅 井 まゆみ 君

○議長（飯田 洋君） 続きまして、5番 浅井まゆみ君の質問を許可いたします。

5番 浅井まゆみ君。

〔5番 浅井まゆみ君 質問席へ〕

○5番（浅井まゆみ君） それでは、議長に許可を得ましたので、通告に従い、2点質問させていただきます。

1点目、学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全確保について、2点目、小・中学

生の通学時の荷物の重さの問題について、市長、教育長にお伺いいたします。

1 点目、学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全確保について伺います。

6 月18日に発生した大阪北部を震源とする地震によりブロック塀が倒壊し、女子児童が亡くなるという痛ましい事故が発生いたしました。亡くなられた方の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

これを受け、文科省から都道府県教育委員会などに7月27日を最終報告とする安全点検等状況調査が依頼されました。また、学校施設が常に健全な状態を維持できるよう適切な管理についての通知も発せられています。

本市においては、6月19日から22日に通学路の点検、公共施設のブロック塀等に係る点検もいち早くなされ、7月の議会全員協議会でその点検結果が報告されたところであります。

その報告では、通学路の危険箇所が233カ所あり、公共施設等における基準不適合等のコンクリートブロック塀は7カ所あるとのこと。その後、公共施設等のブロック塀においては撤去等費用の専決処分もなされ、過日、撤去及び改修工事が完了したとお聞きいたしました。

そこで、本市における学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全確保を改めて確認します。

1. 安全性に問題のあるブロック塀等の工事着手までの間、安全確保をどうされたか。
2. 学校防災マニュアルに基づき、改めて通学路を確認すべきと考えるが、どうなっているか。
3. 安全性に問題のある通学路をどうするか。
4. 通学路に面している民間のブロック塀等の撤去費用等を支援すべきと考えるがどうか。

以上4点、市長、教育長に伺います。

2 点目、小・中学生の通学時の荷物の重さの問題について。

先日、あるお母さんより、息子が重い荷物を背負って自転車通学をしているとき、バランスを崩し転んでけがをしました。学校へ教科書を教室に置いておくこと、俗に言う「置き勉」はできないかとお願ひしたら、盗難等のおそれがあるのでだめだと言われたそうです。ほかにも何人か同じように、重い荷物により自転車通学の際、バランスを崩してふらつき、怖い思いをしたということをお聞きいたしました。

今、小・中学生が通学時に持つ荷物が重過ぎるという問題が全国的にも課題となっているようです。先日、テレビの情報番組でも取り上げられていました。

ある新聞報道によりますと、鹿児島市内の小・中学生の荷物の重さを調査した結果が明らかになりました。その平均は、小学生が6.8キロ、中学生が11.3キロです。鹿児島市の教育委員会によりますと、脱ゆとり教育などの影響で小学校、中学校の主要科目の教科書は、この10年でページ数がおよそ35%増加し、サイズも大型化されたとのこと。

同様に、愛知県犬山市でもこのことが問題となり、先日、教育委員会が全保護者宛てに文書で中学生の荷物の重さを調査されたとお聞きいたしました。

置き勉禁止の主な理由としては、教科書やノートを持って帰らないと自宅学習しない、学校に置いたままだと別の生徒が勝手に使ったり、いたずらをしたりする可能性があるなどが考えられます。

しかし、こうした事情を考慮し、福岡県内のある中学校では、今春から置き勉禁止の対象を主要5教科の教科書とノートだけにしたといいます。

まだ成長期の小・中学生が10キロ近くの重い荷物を持ちながら通学するのは、かなり体への負担も大きいのではないのでしょうか。そして、何より命の危険さえあります。

そこで、実態調査をするなど、早急に対応すべきと考えますが、いかがでしょうか。教育長の御見解を伺います。

○議長（飯田 洋君） 浅井まゆみ君の質問に対する市長、教育長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 浅井まゆみ議員の1点目の学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全点検についての御質問にお答えします。

去る6月18日に発生した大阪北部を震源とする地震により小学校プールのブロック塀が倒壊し、その塀に挟まれた女子児童が亡くなる痛ましい事故が発生したことに対しまして、御遺族に心よりお悔やみを申し上げます。

このことを受けまして国より安全点検の周知が図られ、各地では、通学路の安全点検、また学校施設や公共施設等のブロック塀の点検・撤去などが進められているところでございます。

4つ目の通学路に面している民間のブロック塀等の撤去費用等を支援すべきと考えるがどうかにつきまして、今回の地震発生以後、本市では学校及び公共施設の危険ブロック塀の撤去を実施したところでございます。また、個人宅等のブロック塀におきましては、安全点検の啓発を市報及びホームページで行ったところでございます。

基準を満たさないブロック塀等の危険性が全国的に認識され、既に一部の自治体がブロック塀撤去に係る支援制度を実施しています。

本市においても、通学路に限らず、市民の不安を解消し、地震によるブロック塀等の倒壊事故を防止するために、ブロック塀の撤去に係る支援制度を創設すべく準備を進めております。

さらに、国・県における財政支援の動向を見据えつつ、財源の確保についても努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（飯田 洋君） 続いて、教育長 中野昇君。

〔教育長 中野昇君 登壇〕

○教育長（中野 昇君） 続きまして、浅井まゆみ議員の1点目、学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全確保についての御質問にお答えいたします。

1つ目の安全性に問題のあるブロック塀等の工事着手までの間、安全確保をどうされたかにつきましては、6月18日に発生しました大阪北部を震源とする地震により小学校プールのブロック塀が倒壊し、その塀に挟まれた女子児童が亡くなるという痛ましい事故を受け、市内学校施設のブロック塀が建築基準法に適合しているかなどの点検を職員2名により緊急に実施し、その結果、1園、3小学校、1中学校におきまして、6カ所のブロック塀が早急に工事を行う必要があることが判明いたしました。

この6カ所のブロック塀につきましては、ブロック塀に児童・生徒が近づかないよう学校からの指導と、応急措置としてトラロープやバリケード等により現場周辺を立入禁止とし、安全確保を図り、改修、撤去工事を実施したところであります。

2つ目の学校防災マニュアルに基づき、改めて通学路を確認すべきと考えるがどうなっているかにつきましては、さきの地震直後に通学路の危険箇所について学校職員の目視による確認を指示し、情報を収集いたしました。それによって233カ所の危険と思われる箇所が報告されましたので、対応を進めていることは、先ほど松田芳明議員へ答弁しましたとおり、建築基準法担当課とともに、塀の高さが基準を超えていないか、著しく危険な傾きやひび割れがないか等について、順次、再確認を進めております。

また、学校ごとに定めております防災マニュアルの地震に関する項目に従い、児童・生徒に対して通学時に地震が発生した際の避難方法や通学路周辺の避難場所の確認等を改めて指導するよう学校に指示するとともに、マニュアルそのものの見直しの検討についても依頼しました。

これらの対応に加え、通学路での不審者対応の視点も加えた警察や道路管理者等との合同点検を9月中に予定しており、8月末現在で合同点検の必要箇所の抽出を済ませたところであります。

通学路の安全確認につきましては、これまでも学校が地域や保護者とともにさまざまな場面で行ってきており、教育委員会としても、連携をさらに図りつつ、安全確認を進めてまいりたいと思います。

3つ目の安全性に問題のある通学路をどうするかにつきましては、先ほどの233カ所を建築基準法担当部局と連携をとり対応を進めているところですが、さらに9月に予定されております合同点検の結果も踏まえて、担当部局とともに対応を検討していく予定であります。

通学路そのものは、これまで学校が保護者や地域と相談しながら決定していることもありますので、危険性があると判断され、かつ改修などの即時対応が難しい箇所については、保護者等と相談しながら通学の方法を変えたり、通学路を一部変更したりするなどの対応をとってまいります。

2点目の小・中学生の通学時の荷物の重さの問題についての御質問にお答えいたします。

先ほど松田芳明議員の御質問でも答弁いたしましたように、確かに通学時の荷物の重さは以前に比べ重くなってきております。これは、教科書が大判化したり、ページ数がふえたりしたことも理由の一つではありますが、中学生の場合には、教科書以外にも副読本や資料集、ワークブックなど学習に必要となる教材が多いことも荷物を重くする一因と言えます。

教育委員会では、各教科書の重さをもとに荷物の重さを試算しており、調査を実施することは考えておりませんが、1日6時間、全て教科書が必要な授業だった場合を仮定すると、教科書で最大約3.5キログラム、ノート、ファイルやワークブック等を加えると最大で約7キログラム程度という結果を得ています。このほか、必要に応じて部活動の用具などが加わることがあります。

このように荷物が重くなりがちのため、登下校時にけがをする可能性があることや、生徒に身体的負担があることは認識しておりますが、一方で、学習内容がある程度高度になった中学生にとっては十分な学力の定着を図るために、学校での学習だけではなく、適切な家庭学習も欠かせず、そのためには教科書やワークブック等を家庭に持ち帰る必要もあります。

そこで、各学校では、家庭学習での必要性も考慮した上で毎回持ち帰る必要のあるものと学校に置くことのできるものとをルールとして決めており、特に中学校の場合には、資料集などに加え美術や保健体育、技術・家庭科など、一部の教科書について学校に置いてよいルールとしているところです。また、安全な登校となるよう、自転車通学生徒には、荷物を荷台に固定するなどの指導もしております。

教育委員会としまして学校に対し、引き続き教科書等の扱いのルールを児童・生徒に十分に周知するとともに、その見直しについても指導してまいります。特に学校での指導内容と家庭学習とのかかわりを各教科担任が十分に配慮しつつ、柔軟なルールの検討をするよう指導していきたいと考えております。ぜひ御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（飯田 洋君） 再質問ございますか。

〔5番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 浅井まゆみ君。

○5番（浅井まゆみ君） ありがとうございました。

今回、文科省から通達が来る前に、いち早く点検調査をしていただきました。素早い行動、

大変ありがとうございます。

8月10日に文科省が緊急調査した結果では、全国の幼稚園や小・中学校、高校などのうち、安全性に問題があるブロック塀があるのは1万2,640校と、ブロック塀を設置する学校1万9,389校の約6割に上ることがわかりました。安全性が重視される学校でも6割に問題があるということは、それ以外の住宅や工場などのブロック塀は、問題があるブロック塀の可能性が高いと疑って、必ず調査するべきと考えます。

国交省は、6月21日に自治体に対し、塀の所有者に安全点検を求めるよう要請しています。所有者向けに建築基準法に基づくチェックポイントを公表いたしました。危険性が確認された場合は、張り紙などで通行人に注意を呼びかける表示をした上で補修や撤去を勧めるよう求めています。

チェックポイントは、塀の高さが2.2メートル以下か、厚さは10センチ以上か、控え壁があるか、コンクリートの基礎があるか、傾き、ひび割れはないかの5項目、不適合な点がある場合は、鉄筋が入っているかどうか、専門家に相談することを勧めています。

本市でも市報、ホームページにチェックができるよう載せていただきましたが、少しわかりにくような気がいたします。ちょっとパソコンで調べておりましたら、名古屋市にこういったブロック塀の自己点検のわかりやすいカラー表示の絵がついたものがございました。

〔資料を示す〕

○5番（浅井まゆみ君） こういったものをまた新たに考慮いただきまして、載せていただけるといいかと思います。

それで、この危険なブロック塀の撤去費用に対する助成制度についてですが、進めていただけたということの答弁ですが、それはいつまでにできるのか、まずお尋ねいたします。

○議長（飯田 洋君） 建設水道部長 菱田一義君。

○建設水道部長（菱田一義君） ブロック塀の撤去補填についてお答えいたします。

国・県の補助制度の動向を見据え、検討してまいりましたが、安全で快適な住みよいまちづくりのため、ことしじゅうに補助制度を制定したいと考えております。よろしくお願いいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 浅井まゆみ君。

○5番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

それでは、なるべく早く、よろしくお願いいたします。

各務原市、大垣市、そして岐阜市なども県内では既に撤去費用に対する助成制度をやっているということでございますので、できるだけ早く危険なブロック塀に対する撤去がしやすいように助成制度を設けていただくよう、よろしくお願いいたします。

通学路の危険な箇所の変更とかについては、保護者と協力しながら、また9月中に再点検をしていただくということですので、できるだけ早く点検をしていただきまして、安全性に問題のある通学路におきましては、速やかに変更していただくなどの対応をとっていただきまして、子どもたちが悲惨な事故に遭わないように、また教育委員会、建設課、住宅都市計画課が連携していただきまして、速やかに今後ともよろしく願いいたします。

それから、通学時の荷物の軽減については、松田議員の質問にもありましたように、9月4日、新聞報道がございました。教科書や教材を入れた子どものランドセルが重いとの意見が出ていることなどを踏まえ、文部科学省は、3日、通学時の持ち物負担の軽減に向け適切に工夫するよう全国の教育委員会に求める方針を決めた。近く通知を出すという新聞報道がございましたので、後ほどまた文科省から通知があると思いますが、教育長、昨日、校長会があるということをお聞きいたしました。その校長会でお話をするということを全協の場でも言われていましたが、どういうお話をされて、どういう結果ということをお伺いいたします。

○議長（飯田 洋君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） ただいまの浅井議員の御質問にお答えいたします。

昨日の校長会では、答弁の中でもお話ししましたが、各学校で児童・生徒の登下校の安全等、過負担にならないような荷物を持ち帰るということを各学校で職員が理解し合って指導に当たるというふうでしたけれども、一部こういった一般質問の中にもありましたが、こけてしまっけがをしたとか、怖い思いをしたというようなことがあって、各学校で私どもの思いと校長が理解している思いと、それが各学校の教職員一人一人、全員が同一認識に立っていないんじゃないかというような話をさせていただきました。それで、きのうもこの話をしまして、今、学校はどちらかというと教員の世代の二極化みたいなもので、熟練の年齢の方と若い世代と二極化しています。特に若い先生方、本当に校長先生が指示されたり説明したことが実際の子どもの指導に反映して、そのとおりの指導ができているかどうか、見届けをしっかりとくれというような話をさせていただきました。ぜひ、今の話ですが、再確認と見直しを一人一人の職員に目を向けて、校長先生方に指導を頼みますというような話をさせてもらいました。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 浅井まゆみ君。

○5番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

小学生のランドセルの重さも問題ですが、中学生の場合、質問でも言いましたけれども、背負って、今、リュック型のかばんだと思うんですが、自転車に乗って背負っていくということでふらついたということなんですけど、かばんをしっかり後ろに固定していくという指

導はなされていないのでしょうか。

○議長（飯田 洋君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） ただいまの質問ですけれども、私が養南中、城南中の校長を務めておりましたときは、生徒指導、担任が子どもたちのひもの結びぐあいまでチェックしておりました。そのあたりについても校長先生方に対して、リュックに必要以上のものを入れてバランスを崩すようなこともあるので、荷台にくくってあるのをリュックに入れるという指導が入ったというような、そういう理由から説明しながら、荷台の結び方をまた確認してくれるとあわせて連絡しました。

〔5 番議員挙手〕

○議長（飯田 洋君） 浅井まゆみ君。

○5 番（浅井まゆみ君） ちょっと先ほどちらっと耳に挟んだんですけど、女の子の場合、後ろに荷物をくくるのが格好が悪いということで、前のかごに乗せているということも伺ったんですよね。そういうこともしっかり指導していただきまして、荷物の結び方から指導していただけるといいかなというふうに思います。

学校によっていろいろ方針はあると思いますが、置いていけるものは置いていける体制をとっていただきまして、危険がないよう今後とも指導のほど、よろしくお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（飯田 洋君） これで浅井まゆみ君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（飯田 洋君） 以上をもちまして、本日の予定された一般質問は終了いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。

次回は、9月25日午前9時に再開しますので、よろしくお願いいたします。御苦労さまでした。

（午後3時43分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成30年11月14日

議 長 飯 田 洋

署 名 議 員 服 部 寿

署 名 議 員 水 谷 武 博

